

第六十二回 参議院農林水産委員会會議録第一号

昭和四十四年十二月二日(火曜日)
午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員氏名
委員長 任田 新治君
理事 高橋雄之助君
理事 宮崎 正雄君
理事 達田 龍彦君
理事 矢山 有作君
理事 藤原 房雄君
理事 龜井 善彰君
理事 河口 陽一君
理事 久次米健太郎君
理事 栗原 祐幸君
理事 小枝 一雄君
理事 櫻井 志郎君
理事 園田 清充君
理事 田口長治郎君
理事 温水 三郎君
理事 森 八三二君
理事 和田 鶴一君
理事 足鹿 覺君
理事 杉原 一雄君
理事 武内 五郎君
理事 鶴園 哲夫君
理事 中村 波男君
理事 堀出 啓典君
理事 向井 長年君
理事 河田 賢治君

委員

委員の異動
十一月二十九日
辞任 堀出 啓典君
補欠選任 沢田 実君

政府委員
農林政務次官 玉置 和郎君
農林省農政局長 池田 俊也君
農林省農地局長 中野 和仁君
水産庁長官 大和田啓氣君
事務局側
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○調査承認要求に関する件
○繼續調査要求に関する件
○委員派遣承認要求に関する件
○昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十一月二十八日、佐藤隆君、小林国司君及び村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として小枝一雄君、園田清充君及び中村波男君が選任され、また翌日、二十九日、堀出啓典君が委員を辞任され、その補欠として沢田実君が選任されました。

○委員長(任田新治君) 調査承認要求に関する件を議題といたします。
本委員会といたしましては、今期国会開会中、農林水産政策に関する調査を行なうこととし、その旨の調査承認要求書を本院規則第七十四条の三により議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

任願したいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(任田新治君) この際、繼續調査要求についておはかりいたします。
農林水産政策に関する調査につきましては、開会の場合においても繼續して調査を行なうこととし、本院規則第五十三条により、本件の繼續調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、要求書の作成及び提出の時期等につきましては、これは、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(任田新治君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。
閉会中の委員派遣につきましては、必要ある場合にはこれを行なうこととし、その取り扱い等を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(任田新治君) 昭和四十四年度における

農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。玉置農林政務次官。

○政府委員（玉置和郎君） 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員及び厚生向上と農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するために、昭和三十四年から実施されたものであります。その給付内容につきましては、過去数度にわたる改正により、逐次改善を見てまいりました。

しかしながら、現行の本制度を国家公務員共済組合等他の共済組合制度と比較いたしますと、既裁定年金については、これらの共済組合制度では恩給の引き上げ措置等との関連でこれまでその額の改定措置が講ぜられてきていたのに対し、本制度では従来このような措置が講ぜられておらず、また旧法組合員期間にかかる給付の額につきましても、これらの共済組合制度と本制度との間にはなおかなりの格差が存するのであります。

そこで今般、これらの事情を考慮し、さらに他の共済組合制度等における新たな改善措置に準じて、本制度の給付内容をさらに改善することとした次第であります。

なお、この法律案は前国会に提出し審議終了となったものとは同一の内容がございまして、施行期日等に若干の手直しを加えて本国会に再度提出したものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、既裁定年金のうち昭和三十九年九月以前の組合員期間を含むものにつきまして、昭和四十四年十一月分以後、年金額の算定の基礎となつた昭和三十九年九月以前の各月の標準給与の月額に、国家公務員共済組合制度における既裁定年金

の額の改定措置に準じて各年ごとに算出した率を乗じて得た額を、新たな標準給与の月額とし、これによって年金額を改定することとしております。

第二は、これらの年金につきまして、旧法組合員期間にかかる年金額の算定の基礎となる平均標準給与と最終標準給与との調整をはかるため、さらにその旧法の平均標準給与の額を、従前の額に政令で定める率を乗じて得た額に引き上げ、これによって年金額を改定することとしております。

第三は、既裁定年金の最低保障額を、国家公務員共済組合制度に準じ、昭和四十四年十月分以後、退職年金または障害年金については現行の八万四千円または六万六千円を九万六千円に、組合員期間が二十年以上の遺族年金については現行の三万六千円を四万八千円に引き上げることとしております。

以上が既裁定年金の改定措置であります。このほか、新規裁定の年金及び一時金につきまして、第二で述べました措置に準じた措置を講ずることとするともに、標準給与の等級及び月額の区分につきましては、農林漁業団体の役員職員の給与の実態等にかんがみ、また他制度の例をも勘案し、下限を八千円から一万二千円に、上限を十一万四千円から十五万四千円に引き上げることとしております。

これらの措置のうち最低保障の引き上げについては昭和四十四年十月一日に、その他の措置については同年十一月一日にさかのぼって実施することとしております。

なお、これらの措置により給付内容は大幅に改善されるわけですが、掛金率につきましては、組合員の負担を考慮し、その引き上げは行わないこととしております。

以上がこの法律案の提案理由と内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（任田新治君） 次に、本案につきましては、衆議院において修正を加えておりますので、その修正点について便宜政府側から説明を聴取いたします。池田農政局長。

○政府委員（池田俊也君） 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に對しましては、衆議院において一部修正がなされましたので、私から便宜御説明申し上げます。

その内容は、社団法人全国農業共済協会及び社団法人中央畜産会を新たに農林漁業団体職員共済組合法の適用団体とするものでございます。

○委員長（任田新治君） 続いて、本案についての補足説明を聴取いたしますが、簡潔に御説明願います。

なお、関係資料の説明につきましては、お手元に御配付いたしております資料をごらん願うことといたしたいと存じますので御了承願います。池田農政局長。

○政府委員（池田俊也君） 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その主要な内容を逐条的に御説明申し上げます。

まず第一条におきまして、昭和三十九年九月以前に資格喪失をした組合員等にかかるいわゆる旧法の規定による退職年金、障害年金または遺族年金につきまして、昭和四十四年十一月分以後、次の措置を講ずることによりその額を改定することとしております。

すなわち、第一に、年金の基礎となつた組合員期間の各月における標準給与の月額に別表で定める一・七九四から一・〇七四までの率を各年ごとに乗じて得た額を新たな標準給与の月額とし、これを基礎として年金額の算定の基礎となる平均標準給与の月額を算定することとしております。これらの率は、今回の改定措置を国家公務員共済組合制度における既裁定年金の改定措置と總体的に均衡させるため、昭和三十四年につきましては国

家公務員共済組合制度と同様に改定率を一・七三八とし、その他の年次につきましては、各年の標準給与を昭和三十四年の標準給与の改定額の水準にまで總体的に引き上げるための係数として算出したものであります。

第二に、このようにして算出した平均標準給与の月額につきまして、さらに附則第三項で規定しております新規裁定年金の算定の基礎となる旧法の平均標準給与の仮定月額を算定する場合の例により算出した額、すなわち平均標準給与と最終標準給与との調整をはかることを旨として定められる率を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなすこととしております。

なお、このようにして算出した平均標準給与の月額が、この法律による改正前の標準給与の上限の額である十一万円をこえるときは、十一万円をもって限度とすることとしております。

以上により算定された平均標準給与の月額に基づき、年金額を改定することとしたのであります。

第二条は、昭和三十九年十月から昭和四十四年十月までの間において資格喪失事由に該当した組合員等にかかるいわゆる新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金または遺族年金のうち昭和三十九年九月以前の組合員期間を含むものにつきまして、昭和四十四年十一月分以後、第一条について述べました措置と同様の措置を講ずることによって年金額を改定することとしております。

第三条は、既裁定年金の最低保障額の引き上げに関する規定であります。昭和四十四年九月以前に資格喪失をした組合員等にかかる年金につきまして、昭和四十四年十月分以後、退職年金または障害年金につきましては現行の八万四千円または六万六千円を九万六千円に、組合員期間が二十年以上の遺族年金につきましては現行の三万六千円を四万八千円に引き上げることとしております。これは各共済組合制度を通ずる措置であります。以上が本則関係であります。次に附則について

御説明申し上げます。

附則第一項及び第二項は、この法律の施行期日等についての規定であります。この法律の施行期日は公布の日としておりますが、新規裁定年金については旧法の平均標準給与の引き上げは昭和四十四年十一月一日から、最低保障額の引き上げは同年十月一日から適用することとしております。なお、既裁定年金の給付改善については、それぞれ規定において適及して行なうこととしております。

附則第三項は、昭和四十四年十一月一日以後に資格喪失事由に該当する組合員等のうち、昭和三十九年九月以前の組合員期間を有するいわゆる更新組合員にかかる年金及び一時金につきましては、昭和三十九年九月以前の組合員期間にかかる給付額を仮定年額、仮定月額及び仮定日額によつて算定することとしております。これらの額は、従前の旧法の平均標準給与の年額に政令で定める率を乗じて得た額を仮定年額とし、これに基づいて仮定月額及び仮定日額を算出するものであります。

この政令で定める率は、更新組合員の平均標準給与の年額と最終標準給与の年額との適正な調整をはかることを旨として定められることとなっておりますが、当面一・二と定めることを予定しております。なお、このようにして算出された旧法の平均標準給与の仮定年額が、この法律による改正後の標準給与の月額の上限の額に相当する年額百八十万円をこえるときは、百八十万円をもつて限度とすることとしております。

附則第五項は、標準給与の月額を改定する規定であります。現行の標準給与の月額の下限八千円は昭和四十一年に定められ、またその上限の月額十一万円は昭和三十九年に定められたものであります。その後の農林漁業団体職員給与の実態等を勘案し、その下限の月額を一万二千円に、その上限の月額を十五万円に引き上げることとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

○委員長(任田新治君) これより質疑に入ります。

本案に対し質疑のある方は御発言を願います。――別に質疑はございませんか。――御発言がなければ本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

足鹿覚委員から発言を求められておりますので、これを許します。

○足鹿覚君 この際、私から、各会派の皆さんの御賛成をいただきまして、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議案を提案いたします。

案文を朗読いたします。

〔昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案〕に対する附帯決議案(案)

農林漁業団体職員共済組合の給付内容の改善を図り、組合員の身分保障を促進し、これら団体の活動と機能の向上に資するため、政府は左記事項を検討して、すみやかにその実現を期すべきである。

記

一、給付に要する費用に対し、国庫補助率を百分の二十に引き上げ、さらに整理資源に対する国の補助を増額することにより、年金財政

を保証する等の措置をすみやかに配慮すること。

二、既裁定年金の最低保障額については、新規裁定年金の水準を適用するよう改善し、とくに今回据置かれた三十年未満の遺族年金の最低保障額を引き上げるよう措置すること。

三、旧法の平均標準給与の最高限度額については、新法と同様の取扱いを行なうよう改善すること。

四、年金スライド原則の発動基準等については、最近の物価の変動等に対処し、早急に検討を進め、その具体化を図ること。

五、公益法人に対する本法の適用については、農林漁業団体および共済組合の事業の健全な運営が図られるようその法人の性格、構成等を考慮し、適正な基準を設け、制度の整備改善を期すること。

六、共済組合の余裕金運用等については、高率運用が要請される実情にかんがみ、安全かつ効率的に運用範囲を拡大し、その自主的運用が図られるよう配慮すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(任田新治君) おはかりいたします。

足鹿覚君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めます。よつて、附帯決議案は全会一致をもつて本委員会決議することと決定いたしました。

ただいまの決議に対し玉置農林政務次官から発言を求められておりますのでこれを許します。玉置農林政務次官。

○政府委員(玉置和郎君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を尊重し、誠意をもって努力をいたします。

○委員長(任田新治君) 真珠養殖等調整暫定措置

法案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。玉置農林政務次官。

○政府委員(玉置和郎君) 真珠養殖等調整暫定措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の真珠養殖事業は、旺盛な輸出需要を背景として戦後一貫して順調な発展を遂げ、その輸出金額も昭和四十一年度には約二百三十億円に達しまして、水産物の輸出総額の一八%を占めるに至りました。

しかしながら、昭和四十一年下期から戦後初めての輸出不振に当り、これに伴い不況は逐次真珠関連事業のすべての部門に波及いたしまして、現在に至つてもなお依然として不振のままに推移しております。

このような事態に立ち至りましたのは、最近における生産の急増傾向からする生産過剰を契機として価格不安が生じ、加えて買手市場のもとに品質の低下傾向が顕在化し、これらを警戒しての海外業者の買い控えを招いた結果と考えられ、このことは真珠の生産が成長段階からようやく調整を要する段階に入ったことを示すものであります。

しかし、真珠産業の将来の見通しにつきましては、世界各国における真珠の末端消費者需要そのものが大きく減退したとは考えられませんので、需給調整による価格不安の解消、品質の改善等につとめずならば、将来にわたり安定的な需要を確保することは十分可能と考えられます。

このように見地から、当分の間、真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者が、生産調整、品質改善等のための自主的な調整活動を効果的に実施できるようにするとともに、これに関連して行政が必要な補充措置を講ずることができるとするにことによりこれらの者の経営の安定と合理化をはかり、真珠の正常な輸出を確保するため、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の主要な内容について御説明申し上げます。

なお、この法律案は、第六十一回国会に提出し、審議未了となつたものと同一のものでありまして、本国会に再度提出したものであります。

第一に、真珠養殖業者または真珠母貝養殖業者が調整組合を設立し、この組織によって生産制限等不況の克服あるいは品質の改善のための調整活動を行なうことができることとしたしております。

第二に、養殖いかだの敷設の過密化が真珠及び真珠貝の品質低下を招来している事態に対処するため、必要な海域について農林大臣が密殖改善計画を定め、これに基づいて密殖の防止、改善を促進することとしたしております。

さらに、以上に述べました措置を補完するため、生産調整等不況克服のための調整事業についての農林大臣の員外者規制命令及び密殖海域における養殖いかだの削減に関する農林大臣の共同行為の指示並びにこれらの措置に関連し都道府県知事が漁業の免許をするにあつての配慮義務等の措置を定めております。

以上が、本法案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(任田新治君) 次に補足説明を聴取いたします。大和田水産庁長官。

○政府委員(大和田啓吉君) 真珠養殖等調整暫定措置法案の提案理由につきまして、補足して御説明申し上げます。

本法案は、提案理由で御説明申し上げましたとおり、真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者が生産調整、養殖いかだの過密敷設の制限等の自主的な調整活動を効果的に実施できるようにすることにより、これらの者の経営の安定と合理化をはかることを目的としておりまして、法案の内容といたしましては、真珠養殖等調整組合に関する事項と養殖いかだの密殖改善に関する措置に大別されます。

以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、真珠養殖等調整組合についてであります。これは第三条から第九十一条までに規定しております。

その一といたしまして、調整組合を設立する場合においては、真珠養殖業者または真珠母貝養殖業者がそれぞれ一または二以上の都道府県界の区域ごとに設立するものとし、これらの県単位の組合が集まって全国にそれぞれ一つずつ連合会を設立することができることとしたしております。

その二といたしまして、調整組合の事業は、不況克服のための調整事業と品質改善のための調整事業の二種類の調整事業を行なうこととしております。不況克服のための調整事業といたしましては、養殖いかだその他の養殖施設に関する制限、真珠貝のその核施設の数量、時期に関する制限などを予定しております。また、品質改善のための調整事業といたしましては、低品質の真珠または真珠貝の廃棄その他の処理に関する制限、真珠の養殖期間に関する制限などを予定しております。

なお、調整組合が調整事業を行なうにあつては、その重要性と一般消費者及び関連事業者に及ぼす影響を考慮いたしまして、その事業の内容、方法等につきまして調整規程を設定せしめ、農林大臣の認可を受けさせることとしたしております。

その三といたしまして、この調整組合の調整事業を補完する措置として事業活動の規制に関する命令等を規定しております。この調整組合制度は、組合が調整規程を定めて自主的に調整事業を行なうことを原則といたしておりますが、現実には員外者の行為により、または組合自体の力が弱いこと等の理由によつて組合の行ない調整事業が所期の効果をあげることができない場合も考えられますので、不況克服のための調整事業につきましては、農林大臣が事業活動の規制に関する命令を発することができることとしております。また、この規制命令が発せられた場合には、都道府県知事は漁業の免許をするにあつては、不況事

態の改善に支障を及ぼすこととならないように配慮しなければならないこととしており、さらに特に必要があると認められる場合には農林大臣は養殖いかだの新たな敷設の制限または禁止を命ずることができることとしております。

その四といたしまして、農林大臣の認可を受けた調整規程またはこれに基づく行為等につき原則として独占禁止法の規定を適用しないこととしたしますとともに、農林大臣が調整規程の認可等の処分を行なう場合には公正取引委員会の同意を得、または協議をすることとしたしております。

第二に、養殖いかだの密殖改善に関する措置についてであります。これは、最近養殖いかだの敷設の過密化により真珠または真珠貝の品質が著しく低下し、このため海外における国産真珠の価値を失墜させるおそれがありますので、養殖いかだの敷設を適正にしよとするもので、第九十二条から第九十七条までに規定しております。

その一といたしまして、主要な養殖漁場において養殖いかだの過密化により真珠または真珠貝の品質が著しく低下し、または低下するおそれがある場合には、農林大臣は、その養殖漁場における養殖いかだの敷設密度の適正化をはかるための計画を定め、この密殖改善計画に基づきまして国及び都道府県が指導を行なうことが予定されております。

その二といたしまして、都道府県知事は、密殖海域につき真珠養殖業者または真珠母貝養殖業者を内容とする区画漁業の免許をするにあつては、その密殖海域につき定められた密殖改善計画に配慮しなければならないこととしております。

その三といたしまして、特に必要があると認めるときは、農林大臣は、その密殖海域に敷設することができない養殖いかだの限度を定めまして、その限度をこえて養殖いかだを敷設しないことに關する共同行為を実施すべきことを指示することができるといたしております。なお、この農林大臣の指示を受けた者がその指示に従つて共同行為には、原則として独占禁止法の規定を適用

しないこととするともに、農林大臣がこの指示を行なう場合には、公正取引委員会に協議しなければならないこととしたしております。

以上のほか、調整組合の設立、管理等につきまして、この種の組合の例に準じ所要の規定を設けるとともに真珠養殖事業審議会への諮問、都道府県知事への権限の委任、罰則等につき所要の規定を設けております。

以上をもちまして、真珠養殖等調整暫定措置法案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(任田新治君) これより質疑に入ります。

本案に対し質疑のある方は御発言願います。別に御質疑はございませんか。御発言がなければ本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

真珠養殖等調整暫定措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

達田龍彦君から発言を求められておりますので、これを許します。達田龍彦君。

○達田龍彦君 この際、私から各会派の皆さんの御賛成をいただきまして、真珠養殖等調整暫定措置法案に対する附帯決議案を提案いたします。

案文を朗読いたします。

真珠養殖等調整暫定措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあつて、関連する諸制度の適切な運用ならびに海外における宣伝活動等に遺憾なきを期するとともに、特に左記事項の実現に努めるべきである。

ります。この措置にあわせて未納の利子及び延滞金についても新たに期限の利益を付与し、償還期間内の一定期間に均等に按分し、それぞれ、年賦金を納付すべき納付期限に納付すれば足りることとしたしております。

その三は、償還期間及び据置期間についてであります。

一般の開拓者に対しては、償還期間はその残存期間に相当する期間とするほか、据置期間につきましてもその残存期間がある場合には、その残存期間に相当する据置期間を置くこととしたしております。なお、前に述べました債権の単純化にあたっては、償還期間及び据置期間はそれぞれ残存期間の加重平均期間によることとしたしておりますが、その加重平均期間に一年に満たない端数が生ずるときはこれを一年に切り上げることとしたしております。

このほか、納付期限につきましては、現在ほとんどの貸し付け金については十二月三十一日とされ、ごく一部のものについて三月三十一日とされているところがありますが、開拓者の便宜と債権の農林漁業金融公庫への移管措置とも関連いたしまして、一月、四月、七月または十月の各月の末日のうち開拓者の申し出に応じて納付期限を選択できることとしたしております。

また、この措置と関連して、その納付期限の選択の態様に応じ、償還期間、据置期間等につき所要の調整措置を講ずることとしたしております。

第二に、特定の開拓者に対する政府の貸し付け金の償還条件の緩和等に関する措置についてであります。これは第四条及び第九条に規定しております。

その一は、償還期間の延長措置についてであります。

開拓者負債実態調査の調査結果等にかんがみ、現行の償還条件をもつては、その償還が困難と認められる特定の開拓者に対しては、償還期間を二十年に延長することとしたしておりますが、特にその償還が著しく困難な一部の開拓者に対し

しては、償還期間を二十五年に延長することとしたしております。なお、据置期間につきましても、一般の開拓者の場合と同様、その残存期間がある場合には、その残存期間に相当する期間の据置期間を置くこととしたしております。

その他貸し付け利率の引き下げ及び債権の金利別統合に関する措置、未納の利子、延滞金等に関する措置、納付期限の取り扱い等につきましても一般の開拓者の場合と同様の措置を講ずることとしたしております。

第三に、転貸資金にかかる法人債務の個人分割に関する措置についてであります。これは第五条に規定しております。

政府資金の貸し付けについては、昭和三十五年以前はすべて開拓農協を通ずる転貸方式によつていたものであります。昭和三十五年の条件緩和法によりましてこれを個人分割し、以後政府資金の貸し付けについてはすべて個人直貸の方式によることとしたのであります。その際、組合の事情により個人分割を行ななかつたものあるいは末端の転借人が所在不明等のために個人分割できなかった債務が現在なお開拓農協に残されておるわけでありまして、これらの債務については、あらためてこの時期に個人分割を促進し、開拓農協の負債の整理と債権の健全化に資することとしたしております。

なお、この場合、個人分割によつて引き受けられた債務に対応する貸し付け金債権については、第三条または第四条におきまして個々の開拓者に対する貸し付け金債権とあわせて金利の単純化、償還期間の延長等、所要の償還条件の緩和措置を講ずることとしたしております。

第四に、共同利用施設資金にかかる法人債務の引き受けに関する措置についてであります。これは第六条に規定しております。

開拓農協の共同利用施設の利用の実態をみますと、施設の実質的な利用が特定の集団に限定されているものが多く、これに対応して組合債務を実質的にこれらの集団に負担させているものが相当

ある実情にかんがみ、これらの施設利用者からの申し出があるときは、償還期間の延長を認めて当該施設にかかる組合債務をこれらの集団に引き受けさせることとし、組合の負債の整理と債権の健全化に資することとしたのであります。

第五に、政府資金にかかる貸し付け金債権についての徴収停止の措置についてであります。これは第八条に規定しております。

国の債権についての徴収停止等の措置については、国の債権の管理等に関する法律に基づいて運用をいたしてまいりましたが、この一般原則をもつては、開拓者の負債対策として十分な効果を期待できないと考えられますので、次のとおり、徴収停止等の措置について、その特例を設けることとしたのであります。

まず、生活保護法による生活扶助を受けている者その他これに準ずる無資力者、所在不明者等に對する債権については、必要に応じ、保証人を追及することなく、徴収停止の措置を講ずることができるといたしております。

次に、事業休止組合等に対する債権については、組合の理事者の責任を追及することなく、徴収停止の措置を講ずることとしたのであります。また、開拓農協に対する転貸資金にかかる貸し付け金債権で個人分割ができなかつた部分の債権については、末端の転借人が無資力者、所在不明者等に該当するものにつき、徴収停止の措置を講ずることとしたのであります。

以上、徴収停止の措置がとられた債権につきましても、国として以後保全及び取り立てに関する事務を要しないものとして整理することになるわけあります。

第六に、開拓者資金融通特別会計にかかる権利義務の農林漁業金融公庫への移管に関する措置についてであります。これは第十四条から第十八条までに規定しております。

開拓者資金融通特別会計からの政府資金の貸し付けにつきましては、昭和四十四年度をもつてその既定計画の貸し付けの全部を完了することとな

ります。貸し付けが終了する昭和四十四年度末日における政府資金の貸し付け残高は、約五百億円の多きにのぼるものと推定されるのであります。この多額な貸し付け金債権を今後二十五年間、適正に管理いたしますためにも、貸し付けの終了後できるだけ早い時期に農林漁業金融公庫に債権の移管を行なうこととしたのであります。

まず、特別会計にかかる債権債務については、昭和四十五年以降、償還条件の緩和等の措置を了したのから順次農林漁業金融公庫に移管し、昭和四十六年度の末日をもつて一切の権利義務の移管を完了し、昭和四十七年四月一日をもつて特別会計を廃止することとしたのであります。なお、特別会計の負担で発行している公債の処理については、昭和四十七年四月一日をもつてこれを一般会計の負担に帰属させるとともに、同時に同額の法定債務を公庫が一般会計に対して負うこととし、実質的な承継措置を講ずることとしたのであります。

次に、特別会計にかかる権利義務の移管にあつては、この移管措置が公庫の経営収支に悪影響を及ぼすことのないよう措置するといふ基本原則のもとに所要の配慮をいたしております。すなわち、この移管に際して特別会計における資産の額のうち負債の額をこえることとなる部分の額が政府から公庫に対し出資されたものとするにとり、その出資額については、公庫が承継債権について消却する場合は、これに要する財源として必要に応じとりくむことができることとしたのであります。

なお、以上の措置と関連して公庫における承継債権についての経理を明確にするため、公庫は、承継した権利義務の処理に関する業務にかかる経理については、他の業務にかかる経理と区分し、特別勘定を設けてこれを整理しなければならぬこととしたのであります。

最後に、一般系統資金等にかかる固定化負債の借りかえ措置についてであります。これは第十九条に規定しております。

開拓者の負債の現状をみると、一般系統資金等の短期資金にかかる固定化負債が相当多額にのぼっている実情にあるのであります。これら短期資金にかかる固定化負債を長期低利の資金で借りかえすることは、開拓者についても最も効果的な対策と考えられますので、この際、政府資金についての措置とあわせてこれらの負債について自作農維持資金による借りかえ措置を行なうこととしたのであります。自作農維持資金の活用にあたっては、その貸し付け条件につきまして特例措置として償還期間二十年を二十五年に、据置期間三年を五年にそれぞれ延長することとしたしております。

以上をもちまして、この法案の提案理由の補足説明といたします。

○委員長(任田新治君) これより質疑に入りま
す。質疑のある方は御発言をお願いします。――別に
御質疑はございませんか。――御発言がなければ
本案の質疑は終局したものと認め、これより討論
に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを
願います。――別に御発言がなければ、討論は終
局したものと認め、これより採決に入ります。

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件
の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する
特別措置法案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めま
す。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

高橋雄之助君から発言を求められておりますの
で、これを許します。高橋雄之助君。

○高橋雄之助君 ただいま可決されました開拓者
資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及
び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置
法案について、自民、社会、公明、民社の各党共
同による附帯決議案を私から提案いたします。案
文を朗読いたします。

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償
還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への
移管等に関する特別措置法案に対する附
帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたって、開拓者に対
する負債対策に遺憾なきを期し、営農振興の推
進を図り、一般農政への移行を円滑にするた
め、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、特定開拓者、特別緩和対象開拓者及び徴収
停止対象者についての基準については、開拓
者の実情と一般国民生活との調和を十分考慮
してその運用にあたること。

二、開拓者資金に係る貸付条件の変更契約の締
結に必要な保証人の保証その他の担保を徴す
るにあたっては、開拓者の実情を十分勘案し
て措置すること。

三、一般系統資金等に係る固定化負債が十分解
消されるようにするため、自作農維持資金に
よる借換措置について、貸付事由の拡大、貸
付限度額の引上げ等を図るとともに、その貸
付けにあたっては、円滑な取扱いがなされる
よう措置すること。

四、農林漁業金融公庫資金等の制度資金に係る
固定化負債についても、開拓者資金の条件緩
和措置に準じて措置すること。

五、今後における開拓者の資金融通を確保する
ため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資
金等の活用を図るとともに、開拓融資保証制
度の拡充に努めること。

六、開拓農協の実情に応じ、その整備強化等の
対策を講ずること。

七、開拓道路の整備その他の開拓事業の速かな
完遂を期するとともに、開拓営農総合調整事
業の実施等を通じて農業構造改善事業その他
の農業振興対策が開拓地域の実情に即して円
滑かつ総合的に実施されるよう万全を期する
こと。

右決議する。

以上であります。

○委員長(任田新治君) おはかりいたします。

高橋雄之助君提出の附帯決議案に賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めま
す。

よって附帯決議案は全会一致をもって本委員会
の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し玉置農林政務次官から発
言を求められておりますので、これを許します。
玉置農林政務次官。

○政府委員(玉置和郎君) ただいまの附帯決議に
つきましては、十分その趣旨を尊重しまして努力
をいたします。

○委員長(任田新治君) なお、三案についての本
院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書
の作成につきましては、これを委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十五分散会

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左
の案件を付託された。

一、農地法の一部を改正する法律案
二、農業協同組合法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律案
農地法の一部を改正する法律

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一
部を次のように改正する。

目次中「第五節 国からの売渡(第三十六条)第一
四十三条」を「第五節 国からの売渡(第三十六
条)第六節 和解の仲介(第四十三条

条)第四十三条」に、「未墾地等の買収及び
売渡」を「未墾地等」に、「第二節 売渡(第六十一

条)第七十五条」を「第二節 売渡等(第六十一
条)第七十五条」に、「第三節 草地利用権(第七
十五條の二)第七十五條の十」に、「第九十四条」
を「第九十五条」に改める。

第一條中「その権利を保護し、その他土地の農
業上の利用関係」及び「その権利を保護し、並び
に土地の農業上の効率的な利用を図るためその利
用関係」に改める。

第二條第三項中「自作採草放牧地」とは、耕作
又は養畜の事業を行なう者が所有権に基いてその事
業に供している採草放牧地をいい、前項第二号及び
第三号を次のように改め、同項第四号から第六号
までを削る。

二 その法人の組合員又は社員(以下「構成員」
という)は、すべて、次に掲げる者のいづれ
かであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地につ
いて所有権若しくは使用収益権(地上権、
永小作権、使用貸借による権利又は賃借権
をいう。以下同様とする)を移転した個人
(その法人の構成員となる前にこれらの権
利をその法人に移転した者のうち、その移
転後省令で定める一定期間内に構成員とな
り、引き続き構成員となつて個人以外
のものを除く)又はその一般承継人(省令
で定めるものに限る)。

ロ その法人に農地又は採草放牧地について
使用収益権に基づく使用及び収益をさせて
いる個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農
地又は採草放牧地について所有権の移転又は
使用収益権の設定若しくは移転に関し次
条第一項又は第七十三条第一項の許可を申
請している個人(当該申請に対する許可が
あり、近くその許可に係る農地又は採草放
牧地についてその法人に所有権を移転し、
又は使用収益権を設定し、若しくは移転す
ることが確実と認められる個人を含む)。

ニ その法人の事業に常時従事する者（前項に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確定と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

三 前号イ、ロ又はハに掲げる者であつてその法人の常時従事者たる構成員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）であるものが、農事組合法人にあつては理事、合名会社又は合資会社にあつては業務執行権を有する社員、有限会社にあつては取締役の数の過半を占めること。

第三条第一項中「使用貸借による権利若しくは賃借権については」を「個人がその住所のある市町村の区域内にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令で定める場合を除く。）には、但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第二号中「設定され」の下に「又は第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて草地利用権が設定され」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第七十五条の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

第三条第一項第七号中「遺産の分割により」を「遺産の分割、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条で準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつて」に、「取得され」を「設定され、又は移転され」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が古郡における歴

史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第二十一条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

第三条第二項中「左の」を「次の」に、「但し、」を「ただし、民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転される」と、農業協同組合法第十條第二項に規定する事業を行なう農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる」と、農地保有合理化促進事業（農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開闢して農地とすることが適当な土地を買い入れ、又は借り受けて、これらの土地（開闢して農地とすることが適当な土地についてその開発をした場合にあつては、開闢後の農地）を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様とする。）を行なう営利を目的としない法人で省令で定めるものが当該農地保有合理化促進事業の実施により同号に掲げる権利を取得するとき、並びに「及び第三号から第五号まで」を「、第四号、第五号及び第八号」に、「政令」を「政令」に改め、同項第一号中「農業生産法人」の下に「（以下この号で「小作農等」という。）を、「場合」の下に「（その小作農等がその小作農等以外の者に対し所有権を移転することにつきその許可の申請前六箇月以内に同意した小作地又は小作採草放牧地であるもの）」の同意した旨が書面において明らかであるものについてその小作農等以外の者が所有権を取得しう」とする。場合並びに強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。以下「国税滞納処分等」という。）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放牧地についてその強制執行、競売又は国税滞納処分等によりその小作

農等以外の者が所有権を取得しようとする場合を除く。）を加え、同項第二号中「及びその世帯員がその農地又は採草放牧地を」又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてに、「行わない」と認められる」を「行なう」と認められぬ」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 耕作又は養畜の事業の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められぬ場合

第三条第二項第五号中「（農業生産法人を除く。）を削り、」に「現に耕作の事業に供している」を「現に耕作又は養畜の事業に供している」を「その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき」に、「三ノアル」を「五ノアル」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第三十六号又は第六十一号の規定により売却渡された農地又は採草放牧地であつてその売却後十年を経過しないものにつき地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する省令で定める法人が農地保有合理化促進事業の実施により所有権を取得したその土地を一時貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること）をいう。以下同様とする。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の構成員がその土地につきその法人のために使用

収益権を設定しようとする場合を除く。）

第三条第二項第七号中「行なう」を「行なう」に、「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する省令で定める法人がその土地を農地保有合理化促進事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供するため貸し付けようとする場合」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経営の状況、その住所からその農地又は採草放牧地までの距離等からみて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められぬ場合

第四条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に改める。

第五条第一項中「こゝる農地の下に」又はその農地とあわせて採草放牧地を加え、但し、左の」を「ただし、次の」に改める。

第六条の見出し中「及び小作採草放牧地」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第一号中「採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第二項及び第三項中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「又は小作採草放牧地以外の採草放牧地を削り、」及び「かつ」を「かつ」に改め、「又は養畜を削り、」小作地又は小作採草放牧地を「小作地」に改め、同条第六項中「次条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「次条第一項第二号から第十六号まで」に改め、「又は小作採草放牧地」を削る。

第七条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は自作採草放牧地」、「採草又は

「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は自作採草放牧地」、「採草又は

家畜の放牧」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は採草放牧地及び」又は小作採草放牧地を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

一 農地の所有者（法人を除く。）若しくはその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した時の住所の属する市町村の区域内において所有する小作地（次号から第十六号までに掲げる小作地以外）の小作地、その所有者又はその者の配偶者若しくはその者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその廃止前通じて政令で定める一定期間所有していたものに限る。）であつてその面積の合計がその住所地の属する都道府県について前条第一項第二号の別表で定める面積（同号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたもので、その確認後引き続き小作地であるものに限り。）又はその小作地の所有権をその廃止の時の所有者から承継した一般承継人（省令で定めるところにより当該一般承継人である旨の農業委員会の確認を受けたものに限り。）がその承継後引き続き所有している小作地

第七條第一項第十一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

十二 第三條第二項ただし書に規定する省令で定める法人が農地保有合理化促進事業の実施により借り受けている小作地

十三 第三條第二項ただし書に規定する省令で定める法人が所有し、かつ、農地保有合理化

促進事業の実施により売り渡し又は交換するまでの間一時貸し付けている小作地で、省令で定める手続に従い、都道府県知事の指定を受けたもの

十四 第四條第一項第五号に規定する市街化区域内にある小作地

十五 府県（指定都市を含む。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項の規定による買入れ（同法第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れを含む。）をして引き続き所有している小作地

第七條第一項第八号中「常時従事者たる」を削り、「所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある」を所有するに改め、「又は小作採草放牧地」及び「又は養畜」を削り、同号の次に次の二号を加える。

九 農業協同組合がその組合員の行なう耕作又は養畜の事業に必要な施設の用に供している小作地

十 農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行なう農業協同組合がその所有者（法人を除く。）から同項の委託を受けて当該事業に供している小作地

第七條第四項及び第五項を削り、同条第三項中「農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は」を削り、「その法人の常時従事者たる構成員」をその法人の構成員に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、「その常時従事者たる構成員」をその構成員に改め、「又は養畜」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号、第三号及び第五号」を「第一項第三号、第四号、第六号及び第十三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、同号の規定による農業委員会の確認を受けた小作地が小作地でなくなつた場合において、その小作地でなくなつた後一年以内に再び小作地となつたときは、その小作地は、当該確認後引き続き小

作地であつたものとみなす。

第八條第一項各号列記以外の部分中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、「前条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「前条第一項第二号から第十六号まで」に改める。

第九條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に改める。

第十四條第一項中「及び採草放牧地」を削り、第十五條の見出し中「旧自作農創設特別措置法」により「を」を「が」に改める。

第十五條の二第二項中「常時従事者たる」を削り、第十八條第二項中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、第十九條中「期間の定め」を「期間の定め」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、水田裏作を目的とする貸貸借でその期間が一年未満であるもの及び第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五條の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五條の二第二項から第五項まで及び第七十五條の三から第七十五條の六までの規定によつてされたものに限る。次条第一項第四号と同様とする。）に係る貸貸借については、この限りでない。

第二十條第一項中「申入」を「申入れ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は貸貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合（その貸貸借

がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて貸貸借の終了する日、貸貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその貸貸借の期間の満了する日とその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内にない場合を除く。）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行なわれる場合又は民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

三 貸貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある貸貸借（解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更して十年以上としたものであるものを変更した時以後の期間が十年未満であるものを除く。）又は水田裏作を目的とする貸貸借につき行なわれる場合

四 第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて設定された草地利用権に係る貸貸借の解除が、第七十五條の九の規定により都道府県知事の承認を受けて行なわれる場合第二十條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「かつ」を削り、「採草放牧地を主としてその労働力により」を「採草放牧地を主として」に改め、「行なうことができる」との下に「認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事する」とを加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「申入」を「申入れ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 農地又は採草放牧地の貸貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は貸貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、これらの行為をした者は、省令で定めるところによ

り、農業委員会にその旨を通知しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

(小作料の定額金納)

第二十一条 小作料を定める契約では、小作料として定額の金銭以外のものを支払い、又は受領する旨の定めをしてはならない。

2 前項の規定に違反する定めは、その効力を生じない。

第二十二條を削り、第二十三條第一項中「若しくは受領し、又は第二十一条第一項の規定により農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは」を「又は」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(小作料の増額又は減額の請求権)

第二十三條 小作料の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比較して不当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向つて小作料の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間小作料の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。

2 小作料の増額について当事者間に協議がととのわないうときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額のの小作料を支払ふことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払つた額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を附してこれを支払ふなければならない。

3 小作料の減額について当事者間に協議がととのわないうときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額のの小作料を支払ふ請求することができない。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた小作料の額をこえるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時から利息を附してこれを返

還しなければならない。

第二十四條の見出しを削り、同条中「小作料の額がの下に、不可抗力により」を加え、「こえるとき」を「こえることとなつたとき」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(小作料の標準額)

第二十四條の二 農業委員会は、その区域内の農地につき、その自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、その区分ごとに小作料の額の標準となるべき額(以下「小作料の標準額」といふ)を定めることができる。

2 農業委員会は、小作料の標準額を定めるに当たつては、前項の区分ごとにその区分に属する農地につき通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。

3 農業委員会は、小作料の標準額を定めたときは、これを公示するとともに都道府県知事に通知しなければならない。

(小作料の減額の勧告)

第二十四條の三 農業委員会は、小作料の標準額を定めた場合において、契約で定める小作料の額がその小作料に係る農地の属する前条第一項の区分に係る小作料の標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、省令で定めるところにより、当事者に対し、その小作料を減額すべき旨を勧告することができる。

第二十五條の見出し中「文書化」の下に「及び通知」を加え、同条中「明らかにするとともに、その写を農業委員会に提出し」を「明らかにし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農地又は採草放牧地の賃貸借契約の当事者は、その契約を締結したときは、省令で定めるところにより、その存続期間、小作料の額及び支払条件その他の事項を農業委員会に通知しなければならない。これらの事項を変更したときもまた同様とする。

号」を削る。

第三十四條第一項中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分(その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。)」を「国税滞納処分等」に、「滞納処分を行う」を「国税滞納処分等を行う」に改める。

第三十六條第一項中「基く」を「基づく」に、「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行つて」を「行なつて」に、「行」を「行なう」に改め、同項第二号中「採草放牧地」を「農地又は採草放牧地(その土地が小作地又は小作採草放牧地である場合にあつては、現に共同利用されているものに限る。)」に改め、「農業協同組合」の下に、「農業協同組合連合会」を加え、同条第二項中「第十四條第一項の下に」を「第十五條第二項、第十五條の二第八項及び第十六條第二項で準用する場合を含む。」を加え、「以下」を「当該限り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のためあわせて所管農又は所屬管を受けたものを含む。以下」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第六節 和解の仲介

(農業委員会による和解の仲介)

第四十三條の二 農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、省令で定める手続に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあつたときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適当であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をすることができる。

2 農業委員会による和解の仲介は、農業委員会委員のうちから農業委員会長の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によつて行なう。

(小作主事の意見聴取)

第四十三條の三 仲介委員は、第三條第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第二十二條第一項本文に規定する事項について和

解の仲介を行なう場合には、都道府県の小作主事の意見を聞かなければならない。

2 仲介委員は、和解の仲介に関して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。

(仲介委員の任務)

第四十三條の四 仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(都道府県知事による和解の仲介)

第四十三條の五 都道府県知事は、第四十三條の二第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行なう。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。

3 前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。

(政令への委任)

第四十三條の六 この節に定めるもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 未墾地等の買収及び充渡

「第三條 未墾地等」に改め、「第二節 充渡」を「第二節 充渡等」に改める。

第七十四條の次に次の一條を加える。

(道路等の譲与)

第七十四條の二 国は、第六十一條に掲げる土地等を同条の規定により充て渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池(これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」といふ。又は道路等の用地であつて農林大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還すること

を条件として、市町村、土地改良区その他農林大臣の指定する者に譲与することができる。

2 前項に規定する農林大臣が定める土地等の譲与を受けようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に譲受申込書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による譲受申込書の提出があつた場合において、譲与することを適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した譲与通知書を作成し、これを譲与の相手方に交付しなければならない。

一 譲与の相手方の名称及び住所
二 譲与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所

三 その土地等の用途

四 譲与の期日

五 譲与の条件その他必要な事項
4 前項の規定による譲与通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された譲与の期日に、その土地等の所有権は、その譲与の相手方に移転する。

第三章に次の一節を加える。

第三節 草地利用権

(草地利用権の設定に関する承認)

第七十五条の二 市町村又は農業協同組合は、その住民又は組合員で養畜の事業を行なうものの共同利用に供するため、家畜の飼料とするための牧草の栽培(その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと一体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地についての家畜の放牧を含む、その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がその土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限る。)を目的とする土地についての賃借権(以下「草地利用権」という。)を取得する必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、土地の所有者及びその土地に隣接する土地の所有者(その他の土地の所有者及びその土地の所有者等)の同意を得なければならない。以下「土地所有者等」という。に対し、草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利又は定着物がある場合にはその権利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物の収去に関する協議を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る土地が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その土地が、自作農の創設の目的に供されるとするならば、第四十四条第一項第一号に掲げる土地として同条の規定による買収をすることができると認められるものであること。
二 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つて共同利用に供することが、その地域における農業経営の状況等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

(裁定の申請)

第七十五条の三 前条第一項の協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等をして、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の収去に關し都道府県知事に裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第七十五条の四 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容その他の省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第七十五条の五 都道府県知事は、第七十五条の三の規定による申請に係る土地(その土地の定着物を含む。)の利用の状況並びにその申請に係る土地所有者等のその土地(その土地の定着物を含む。)の利用計画及びその達成の見通し等を考慮してもなおその申請をした者がその土地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することとが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる権利の行使を制限し、若しくはその権利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

3 権利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、権利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を収去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

一 行使を制限すべき権利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間
二 消滅させるべき権利の種類及び内容並びにその消滅の期日
三 収去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその収去を完了すべき期限
四 権利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。

第七十五条の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定を申請した者とその申請に係る土地所有者等との間に協議がととのつたものとみなす。

(存続期間の更新等)
第七十五条の七 第七十五条の二第一項又はこの項の承認を受けている協議がととのつたこと(前条第二項(次項で準用する場合を含む。))の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。)により設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、この項の承認を受けている協議がととのつたこと(次項で準用する場合を含む。))の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。)によつてされたものに限り、を有する者は、その草地利用権に係る土地についてその存続期

間の満了後引き続き草地利用権による利用をする必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る土地の土地所有者等に対し、その草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えてする新たな草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利がある場合にはその権利の行使の制限又は消滅に関する協議を求めることができ、ただし、その更新又は設定による草地利用権の存続期間の満了する日が、その土地につき第七十五条の二第一項の承認を受けている協議がととのつたこと（前条第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。）により設定された草地利用権の存続期間の始期から二十年以内でない場合は、この限りでない。

2 第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から前条までの規定は、前項の承認の申請があつた場合に準用する。この場合において、第七十五条の二第二項中「傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況」とあるのは「利用の状況」と、同条第三項中「次の各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、第七十五条の五第一項中「申請に係る土地（その土地の定着物を含む。）の利用の状況並びにその申請に係る」とあるのは「申請に係る」と読み替へるものとする。

（買い取るべき旨の裁定）
第七十五条の八 第七十五条の二第一項又は前条第一項の承認を受けている協議がととのつたこと（第七十五条の六第二項（前条第二項で準用する場合を含む。）の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。以下この節で同様とする。）により設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、前条第一項の承認を受けている協議がととのつたこと（同条第二項で準用する第七十五条の六第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。）によつてされたもの

の）に限る。以下この節で同様とする。）の存続期間が三年以上にわたるときは、その草地利用権に係る土地所有者等は、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その草地利用権を有する者がその草地利用権に係る土地又はその行使が制限された権利を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。

2 定着物を収去すべき旨の第七十五条の五第一項の裁定を受けたその定着物の所有者は、その定着物を収去するときは、その定着物を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地利用権を有する者がその定着物を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。

3 買い取るべき旨の前二項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取るべき土地についてはその所在、地番、地目及び面積、定着物についてはその種類、数量及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

二 買い取るべき土地若しくは定着物の所有権又は権利の移転の期日

三 対価

四 対価の支払の方法

4 第七十五条の五第四項及び第七十五条の六の規定は、都道府県知事が第一項又は第二項の規定による申請に基づき買い取るべき旨の裁定をする場合に準用する。この場合において、第七十五条の五第四項中「第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第七十五条の八第三項第一号及び第二号」と、第七十五条の六中「土地所有者等」とあるのは「土地又は定着物若しくは権利のある土地につき草地利用権を有する者」と読み替へるものとする。

（草地利用権に係る貸借の解除）

第七十五条の九 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けている協議がと

とのつたことにより設定された草地利用権を有する者が正当な事由がなく引き続き一年以上その草地利用権に係る土地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その草地利用権を設定した者は、その目的に供されていない土地につき、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る貸借の解除をすることができ、

（草地利用権の譲渡等の禁止）

第七十五条の十 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けている協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者は、その草地利用権を譲渡し、又はその草地利用権に係る土地を貸し付けることができない。

第七十六条中「又は売渡」を、「売渡又は譲与」に改める。

第七十八条第一項中「基く」を「基づく」に、「又は第五十五条第三項」を「第五十五条第三項」に、「買取した土地」を「買取し、又は第七十四条の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地」に改める。

第八十一条中「又は売渡」を、「売渡、譲与又は裁定」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（違反転用に対する処分）

第八十三条の二 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号の一に該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条、第五条又は第七十三条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の規定に違反した者又はその一

般承継人

二 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に附した条件に違反している者

三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人

四 詐欺その他の不正な手段により、第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命じようとするときは、あらかじめ、その処分又は措置を命ずべき者に弁明の機会を与えない。

第八十四条の見出し中「又は小作採草放牧地」を削り、同条中「及び小作採草放牧地」を削る。

第八十五条第四項中「又は第七十二条第二項を「若しくは第七十二条第二項」に、「又は使用令書の交付」を「若しくは使用令書の交付又は第七十五条の三（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の八第一項若しくは第二項の規定による申請に対する裁定に改め、「対価」の下に、「借賃」を加え、同条第七項中「及び第二十一条第一項の規定による小作料の最高額の決定」を削る。

第八十五条の三の見出し中「対価又は補償金」を「対価等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「対価」の下に、「借賃」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第七十五条の五第二項第四号（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）に規定する借賃、第七十五条の五第三項第四号（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）に規定する補償金又は第七十五条の八第三項第三号に規定する対価

第八十五条の三第二項を次のように改める。
2 前項第一号から第六号までに掲げる対価又は補償金の額についての同項の訴えにおいて国

を、同項第七号に掲げる借賃又は補償金の額に
ついで同項の訴えにおいては第七十五条の
三（第七十五条の七第二項で準用する場合を
含む。）の規定による申請をした者又はその申請に
係る土地所有者等であつた者を、同号に掲げる
対価の額についての前項の訴えにおいては第七
十五条の八第一項若しくは第二項の規定による
申請をした者又はその申請に係る裁定によつて
土地、権利若しくは定着物を取得した者を、そ
れぞれ被告とする。

第九十条第一項中「但書」を「ただし書」に、「こ
の法律の適用」を「この法律（第二章第六節を除
く。以下この項で同様とする。）の適用」に改める。

第九十一条中「地方自治法（昭和二十二年法律第
六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」を削
る。

第九十二条中、「第二十三条」を削る。

第九十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一
号中「第四十九条」を「第二十二條又は第四十九條」
に改め、同条に次の一号を加える。

三 第八十三条の二第一項の規定による農林大
臣又は都道府県知事の命令に違反した者
本則に次の一条を加える。

第九十五条 第二十五条第二項の規定による通知
をせず、又は虚偽の通知をした者は、一万円以
下の過料に処する。

別表を次のように改める。

別表

都道府県名

小作地の面積

北海道	四・〇ヘクタール
青森県	一・五ヘクタール
岩手県	一・一ヘクタール
宮城県	一・四ヘクタール
秋田県	一・四ヘクタール
山形県	一・三ヘクタール
福島県	一・一ヘクタール
茨城県	一・一ヘクタール
栃木県	一・二ヘクタール
群馬県	〇・九ヘクタール
埼玉県	〇・九ヘクタール
千葉県	一・一ヘクタール
東京都	〇・七ヘクタール
神奈川県	〇・七ヘクタール
新潟県	一・〇ヘクタール
富山県	一・〇ヘクタール
石川県	〇・八ヘクタール
福井県	〇・九ヘクタール
山梨県	〇・七ヘクタール
長野県	〇・八ヘクタール
岐阜県	〇・六ヘクタール
静岡県	〇・七ヘクタール
愛知県	〇・七ヘクタール
三重県	〇・七ヘクタール
滋賀県	〇・六ヘクタール
京都府	〇・六ヘクタール
大阪府	〇・六ヘクタール
兵庫県	〇・六ヘクタール
奈良県	〇・六ヘクタール
和歌山県	〇・八ヘクタール
鳥取県	〇・七ヘクタール
島根県	〇・七ヘクタール
岡山県	〇・五ヘクタール
広島県	〇・七ヘクタール
山口県	〇・六ヘクタール
徳島県	〇・六ヘクタール
香川県	〇・六ヘクタール

愛媛県	〇・七ヘクタール
高知県	〇・七ヘクタール
福岡県	〇・八ヘクタール
佐賀県	〇・九ヘクタール
熊本県	〇・七ヘクタール
大分県	一・〇ヘクタール
宮崎県	〇・六ヘクタール
鹿児島県	〇・九ヘクタール
鹿児島県	〇・七ヘクタール

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の農地法（以下「旧
法」という。）第三条第一項若しくは第五条第一
項又はこれらの規定に基づく命令の規定によつ
てした処分、手続その他の行為は、改正後の農
地法（以下「新法」という。）第三条第一項若しく
は第五条第一項又はこれらの規定に基づく命令
の相当規定によつてしたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第八条第一項の規定
による公示があつた小作地又は小作採草放牧地
のその公示に係る買収については、なお従前の
例による。

4 この法律の施行前に旧法第十四条第二項又は
第十五条第二項で準用する旧法第十一条第一項
又は第二項の規定による買収令書の交付又はそ
の交付に代わる公示があつた土地、立木、工作
物又は水の使用に関する権利のその買収令書の

交付又はその交付に代わる公示に係る買収につ
いては、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧法第十五条の二第三項
の規定による公示があつた農地又は採草放牧地
のその公示に係る買収については、なお従前の
例による。

6 前三項の規定により従前の例によつて国が買
収した土地、立木、工作物又は水の使用に關す
る権利は、新法第二章第五節並びに第七十八条
及び第八十条の規定の適用については、新法第
九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、
第十五条第一項又は第十五条の二第一項若しく
は第二項の規定により国が買収したものとみな
す。

7 この法律の施行前に成立した合意に基づいて
する合意による解約及び十年以上の期間の定め
がある賃貸借でこの法律の施行の日において残
存期間が十年未満であるもののその残存期間の
満了前にする更新をしない旨の通知について
は、新法第二十条第一項ただし書の規定にかか
らず、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に設定されている地上
権、永小作権又は賃借権（その賃借権に係る賃
貸借が更新された場合におけるその更新後のも
のを含む。）であつてその設定の相手方が個人で
あるものに係る小作料については、この法律の
施行の日から起算して十年をこえない範囲内に
おいて政令で定める日までは、新法第二十一条
から第二十四条の三まで及び第八十五条第七項

の規定は適用せず、旧法第二十一条から第二十四条まで及び第八十五条第七項の規定はなおその効力を有する。

9 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十一条第一項の基準については、農林大臣は、毎年経済事情等を勘案して検討を加えるものとし、その検討の結果必要があるときは、その基準の変更を行なうものとする。

10 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第七項の規定により従前の例によることとされるもの及び附則第八項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律の一部改正)

11 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十條の見出し中「旧自作農創設特別措置法等」を「農地法」に改める。

12 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行ふ」を「行なう」に改め、同項第一号中「行おう」を「行なおう」に改め、同項第二号中「(同条第三項に規定する自作採草放牧地をいう。)」を「(耕作又は養畜の事業を行なう者が所有権に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。)」に改める。

農業協同組合法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第七項中「又は」及び「農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関の業務の代理をし」を削り、「内国為替取引」を「内国為替取引とし、又は農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関の業務の代理」に改め、同条第五項中「第一項第二号若しくは第八号又は第二項」を「第一項第一号、第二号若しくは第八号、第二項又は第三項」に、「前項但書の規定の適用については、第一項第二号」を「第五項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第二号」に、「第二項の事業にあつては」を「第二項又は第三項の事業にあつては」に、「当該信託」を「当該委託を受け又は当該信託」に改め、同条第四項中「施設」の下に「次項の規定によるものを除く。」を加え、「但し」を「ただし」に、「超えて」を「こえて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、地方公共団体又は銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け(地方公共団体に係るものにあつては、政令で定めるものに限る。)をすることが出来る。

第十条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

組合員に出資をさせる農業協同組合は、前項に規定する事業のほか、組合員の委託を受けて行なう農業の経営の事業をあわせ行なうことができる。

第十条の六第一項及び第十条の七から第十条の十一までの規定中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

第十六条第一項の次に次の一項を加える。

農業協同組合連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その会員に対して、当該組合員が農業協同組合である場合にあつては当該農業協同組合の組合員(准組合員を除く。)の数、当該組合員が農業協同組合連合会である場合にあつては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員(准組合員を除く。)の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を手与えることができる。

第三十条第五項中「一人」の下に「(第十六条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を手与える農業協同組合連合会にあつては、選挙権一個)」を加える。

第三十九条第一項中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十四条第一項第七号中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加える。

第四十八条第三項中「少くとも百人以上」を「その選挙の時ににおける組合員(准組合員を除く。)の総数の五分の一(その総数が二千五百人をこえる組合にあつては、五百人以上)に改め、同条第六項中「総会に関する規定」の下に「(第十六条第二項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定を除く。)」を加え、「第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第七項中「役員選挙又は選任及び」及び「並びに定款の変更、解散及び合併の決議」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く。)の投票に付さなければならない。

前項の規定による投票には、第十六条第一項及び第二項並びに第三十条第四項から第八項までの規定を準用する。この場合において、第三十条第六項中「選挙管理者」とあるのは「組合員投票管理者」と、同条第七項中「選挙管理者は選挙録」とあるのは「組合員投票管理者は組合員投票録」と読み替へるものとする。

第五十八条第六項中「以て」を「もつて」に、「行ふ」を「行なう」に、「第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に改め、同条第七項中「第三項乃至第五項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十四条第四項中「第一項の事由に因る外」を

「第一項及び前項の事由によるほか」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第五項中「行ふ」を「行なう」に、「前項の事由に因る外」を「前二項の事由によるほか」に、「取消」を「取消し」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項の事由によるほか、組合は、総代会において解散の議決があり、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票した第四十八条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、第二項の規定を準用する。

第六十五条第一項中「議決し」を「議決するか、又は総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票する第四十八条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得に改める。

第六十九條第二項中「行ふ」を「行なう」に、「第六十四條第五項」を「第六十四條第六項」に改める。第七十二條の九中「農事組合法人」の下に「（以下農業経営農事組合法人という。）」を加え、「五分の一」を「二分の一」に改める。

第七十二條の十に次の二項を加える。

前項の規定の適用については、農業経営農事組合法人の組合員が農民でなくなり又は死亡した場合におけるその農民でなくなつた者又はその死亡した者の相続人であつて農民でないものは、その農業経営農事組合法人との関係においては、農民とみなす。

農業経営農事組合法人の組合員のうち前項の規定により農民とみなされる者の数は、総組合員の数の三分の一をこえてはならない。

第七十二條の十三第一項第三号中「貸借対照表」の下に、「損益計算書」を加える。

第七十三條の十四中「各、一個」を「各一個」に改め、「全国中央会の正会員は、」の下に「各一個の」

を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

中央会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ、定款の定めるところにより、その正会員（全国中央会にあつては、同項ただし書に規定する者であるものを除く。）に對して、当該正会員が農業協同組合である場合に於ては当該農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該正会員が農業協同組合連合会である場合に於ては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権（第七十三條の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の正会員及び全国中央会の正会員にあつては、代議員の選挙権）を与えることができる。

第七十三條の二十二第七項中「第三十條第四項乃至第八項」を「第三十條第四項から第八項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十條第五項中「第十六條第二項」とあるのは「第七十三條の十四第六條第二項」と、農業協同組合連合会とあるのは「都道府県中央会」と読み替へるものとする。

第七十三條の二十三第三項中「正会員の数の下に」に「第七十三條の十四第二項の規定により正会員に對して二個以上の選挙権を与える場合に於ては、正会員の有する選挙権の数」を加える。

第七十三條の二十五第三項中「第十六條第二項乃至第五項」を「第十六條第三項から第六項まで」に、「第十六條第二項後段」を「第十六條第三項後段」に改め、「都道府県中央会の会長の下に、副会長若しくは理事」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第九十六條に次の一項を加える。
第四十八條の二第一項の規定による投票については、前項の規定を準用する。

第一百條第十二号中「第六十四條第四項」を「第六十四條第五項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に設けられている総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

3 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。
第三十五條第三項中「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

4 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第八号中「第十條第二項」を「第十條第三項」に改める。

十一月一日日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は同日）
一、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案
二、真珠養殖等調整暫定措置法案
一、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案

（小字は衆議院修正の部分）

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案
昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

（旧法の規定による年金の額の改定）
第一条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二百一十号）以下「三十九年改正法」という。）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（以下「旧法」という。）の資格の喪失（組合員にあつては旧法第十五條第二項各号に

掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第十七條第四項第一号又は第二号の事由による任意継続組合員の資格の喪失をいう。）をした組合員若しくは任意継続組合員又は旧法第三十九條第一項の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失又は障害給付の請求に係る旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十四年十一月分以後、その額を、これらの年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の各月における標準給付の月額に別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額を基礎として、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第十一号に定める旧法の平均標準給付の仮定月額の算定の例により算定した額（その額が十一万円をこえるときは、十一万円とする。）を平均標準給付の月額とみなし、旧法（附則第五條を除く。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

（新法の規定による年金の額の改定）

第二条 昭和四十四年十月三十一日以前に三十九年改正法による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）の資格喪失事由（組合員にあつては新法第十五條第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては新法第十七條第六項各号に掲げる事由をいう。）に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月以前の期間

に、「第十五級」を「第十二級」に、「第十六級」
と十八級」を「第十五級」に、「第十九級」を「第
十級」を「第十八級」に、「第二十二級」を「第十
四級」を「第二十一級」に、「第二十五級」を「第
二十七級」を「第二十四級」に、「第二十八級」
に、「第三十級」を「第二十七級」に、「第三十

九級」に、〔第三十三級 一一〇、〇〇〇円〕

一〇七、五〇〇円以上

一〇七、五〇〇円以上
一一五、〇〇〇円以上
一二五、〇〇〇円以上
一三五、〇〇〇円以上
一四五、〇〇〇円以上
一四五、〇〇〇円未満

6 昭和四十四年十一月一日前に法の規定により給付事由が生じた給付については、前項の規定による改正後の法第二十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 昭和四十四年十一月一日前に組合員であつた者で同日まで引き続き組合員であるもの（法第二十条第五項の規定により同日現在により標準給与が定められるべき者及び同条第七項の規定により同月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同年十月の標準給与の月額が八千円、九千円若しくは一万円である者又は十一万円である者（当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が十一万五千円未満である者を除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を附則第五項の規定による改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、農林漁業団体職員共済組合が改定する。

8 前項の規定によつて改定された標準給与は、昭和四十四年十一月から昭和四十五年九月までの各月の標準給与とする。

9 附則第七項の規定によつて改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和四十四年十一月分以後の掛金について行なうものとし、同年十月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の最低保障に関する経過措置）

第三十級 一一〇、〇〇〇円
第三十一級 一二〇、〇〇〇円
第三十二級 一三〇、〇〇〇円
第三十三級 一四〇、〇〇〇円
第三十四級 一五〇、〇〇〇円

に改める。

10 昭和四十四年十月一日以後に第二十条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、遺族年金については、第三条の組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

別表

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	一・七九四
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・七三八
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・六二四
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・三九八
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・二二二
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・〇七四

真珠養殖等調整暫定措置法案 真珠養殖等調整暫定措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 真珠養殖等調整組合

第一節 総則（第三条―第十条）

第二節 事業（第十一条―第二十五条）

第三節 組合員（第二十六条―第三十二条）

第四節 設立（第三十三条―第四十条）

第五節 管理（第四十一条―第六十五条）

第六節 解散及び清算（第六十六条―第七十条）

三章

第七節 事業活動の規制に関する命令等（第七十一条―第八十四条）

第八節 監督（第八十五条―第九十一条）

第三章 養殖いかだの密殖改善に関する措置

（第九十二条―第九十七条）

第四章 雑則（第九十八条―第一百四条）

第五章 罰則（第一百五―第一百六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、当分の間、真珠若しくは真珠貝の需給が著しく均衡を失し、若しくは失するおそれがある場合又は真珠若しくは真珠貝の養殖いかだの敷設の過密化により真珠若しくは真珠貝の品質が著しく低下し、若しくは低下するおそれがある場合に、真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者が適切にその事業活動を調整することができるようにする等の措置を定めることにより、これらの事業を営む者の経営の安定及び合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保

して国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「養殖いかだ」とは、真珠又は真珠貝の養殖のため真珠貝を海中に垂下しておくためのいかだをいい、真珠又は真珠貝のはえなわ式養殖施設その他の養殖施設のうちいかだに代わる施設の部分を含むものとする。

2 この法律において「真珠養殖業」とは、海面に敷設する養殖いかだを使用して真珠を養殖する事業をいい、「真珠母貝養殖業」とは、海面に敷設する養殖いかだを使用して真珠貝を養殖する事業をいう。

第二章 真珠養殖等調整組合

第一節 総則

（組合の種類）

第三条 真珠養殖等調整組合（以下「組合」という。）は、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会とする。

（人格及び住所）

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の要件のすべてを備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

（名称）

第六条 組合は、その名称中に次の文字を用いなければならない。

一 真珠養殖調整組合にあつては、真珠養殖調整組合

るもの

二 単位組合の組合員たる資格を有する者で單位組合に加入していないもの

2 單位組合の代表者は、調整規程が設定され又は変更される前にその案に係る安定事業又は品質改善事業に關し前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による申出が行なわれた場合において、その單位組合の組合員が営む資格養殖業の經營の安定のため特に必要があるとき、その單位組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることが出来る。

(組合協約の効力)

第二十一条 第二項の組合協約は、あらかじめ總會の承認を得て同項の組合協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 第二項の組合協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 單位組合の組合員が締結する契約で、その内容が第二項の組合協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(組合協約の認可等)

第二十二條 單位組合が、その行なう安定事業又は品質改善事業に關し第二項第一項第二項に掲げる者と締結する第二項第二項の組合協約は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 安定事業に係るものにあつては、第二十一條

第一項第一号に掲げる事態を克服するため必要最小限度をこえないこと。

二 品質改善事業に係るものにあつては、第二十一條第一項第二号に規定する要件に適合すること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四 その組合協約又はその變更後の組合協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

3 第十四條及び第十五條の規定は、第一項の組合協約について準用する。この場合において、第十四條中「前条各号(品質改善事業に係る調整規程については、同条第三号及び第四号)」とあるのは、「第二十二條第二項各号」と読み替へるものとする。

(連合会の事業)

第二十三條 連合会は、次の各号に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 會員たる單位組合が行なう安定事業の全部又は一部についての總合調整

二 會員たる單位組合が行なう品質改善事業の全部又は一部についての總合調整

三 會員たる單位組合の事業についての指導及び連絡

四 前三号の事業に附帯する事業

2 連合会は、前項の事業に關し會員たる單位組合及びその組合員のために組合協約を締結することができる。

(總合調整規程の認可)

第二十四條 連合会は、その実施しようとする前条第一項第一号又は第二号の事業に關し次の事項を定めた規程(以下「總合調整規程」という。)を設定し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 會員たる單位組合が行なう第二十一條第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方

法並びにその制限を行なう期間の總合調整

二 前号の制限を実施するための検査の方法の總合調整

三 手数料及び制裁に關する事項の總合調整(準用)

第二十五條 第十三條(第二号を除く)、第十四條から第十八條まで及び第二十條から第二十二條までの規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第二十條第一項中「單位組合の組合員」とあるのは「連合会の會員たる單位組合の組合員」と、同項第二号中「單位組合」とあるのは「連合会の會員たる單位組合」と、同条第三項中「單位組合の組合員」とあるのは「連合会の會員たる單位組合の組合員」と、第二十一條第二項中「組合員」とあるのは「會員たる單位組合の組合員」と、同条第三項中「單位組合の組合員」とあるのは「連合会の會員たる單位組合の組合員」と、第二十二條第二項第四号中「組合員」とあるのは「會員たる單位組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(議決権及び選挙権)

第二十六條 組合員は、各一個の議決権並びに役員及び總代の選挙権を有する。ただし、連合会の會員に対しては、その組合員の数に應じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第五十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、六人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し

出さなければならない。

(経費の賦課)

第二十七條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(手数料)

第二十八條 組合は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(加入)

第二十九條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第三十一條 組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

第三十二條 組合員は、次の原因によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、總會の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その總會の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、總會において、弁明する機会を与えなければならない。

一 調整規程(連合会の會員については、總合調整規程)に違反し、その他組合の目的の遂行に反する行為をした組合員

三 その他定款で定める事項に該当する組合員
3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

(発起人)
第三十三条 単位組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の者が、連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の単位組合が発起人となることを要する。
(創立総会)
第三十四条 発起人は、定款を作成し、これを會議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項の公告は、會議開催日の二週間前までにしなければならない。
3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。
4 創立總會においては、前項の定款を修正することができ、ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの二分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。
6 第二十六条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十三條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三條（總會の延期又は統行の決議）、第二百四十四條（總會の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（總會の決議の取消し又は無効）の規定は、創立總會について準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第三十四條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第三十四條第五項」と読み替へるものとする。

と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第三十四條第五項」と読み替へるものとする。
(設立の認可)
第三十五条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員（の氏名及び住所）その他必要な事項を記載した書面を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
2 農林大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 第七條及び第八條の要件を備えていること。
二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
(理事への事務の引継ぎ)
第三十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。
(設立の認可の取消し)
第三十七條 組合が第三十五條第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしないときは、農林大臣は、その認可を取り消すことができる。
(成立の時期)
第三十八條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
(成立の届出)
第三十九條 組合は、成立の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。
(商法の準用)
第四十條 商法第四百二十八條（株式会社の設立の無効）の規定は、組合の設立について準用する。

第五節 管理

(定款)
第四十一條 組合の定款には、次の事項（連合会

にあつては、第三号の事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 役員（の定数及びその選挙又は選任に関する規定）
- 九 事業年度
- 十 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。
(規約)
第四十二條 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
一 總會又は総代会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定
三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項
(役員)
第四十三條 組合に、役員として理事及び監事を置く。
2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
3 役員は、定款で定めるところにより、總會において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員（法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者（法人を除き、法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
6 役員（の選挙は、無記名投票によつて行なう。
7 投票は、選挙権一個につき一票とする。
8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が總會（設立当時の役員にあつては、創立總會）において選任することができる。
(役員の変更の届出)
第四十四條 組合は、役員（の氏名又は住所）に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。
(役員の任期)
第四十五條 役員（の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
2 設立当時の役員（の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。
(理事会)
第四十六條 組合の業務の執行は、理事会が決する。
第四十七條 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。
(監事の兼職禁止)
第四十八條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(理事の自己契約)
第四十九條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約）の規定を適用しない。

(理事の責任)

第五十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第五十二条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第五十一条 理事は、定款、規約、調整規程又は総合調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十二条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第五十三条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員解任)

第五十四条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数(連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数)の議決権を有する会員の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程若しくは総合調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十七条第二項及び第五十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(商法等の準用)

第五十五条 商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四条取締役及び監査役の責任の解除)の規定は、理事及び監事について、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の

差止請求権)の規定は、理事について、第五十条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定は、監事について、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定は、理事会について準用する。この場合において、同法第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項において準用する場合を含む)中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第五十二条第二項」と読み替えるものとする。

(総会の招集)

第五十六条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第五十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に理事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会の招集の手続)

第五十九条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第六十条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第六十一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第三十五条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(総会の議事)

第六十二条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長は、総会において選任する。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第六十三条 次の事項は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散
三 単位組合の合併

四 組合員の除名

(商法の準用)

第六十四条 前法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三條(総会の決議の取消し又は無効)の規定は、総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条とあるのは、真珠養殖等調整暫定措置法第五十九条と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第六十三條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第六十五条 組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時にける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては、百人)を下つてはならない。

4 第四十三條第六項及び第七項の規定は、総代の選挙について準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総会に関する規定は、総代会について準用する。この場合において、第二十六條第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「六人」とあるのは「三人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く。)をし、又は組合の解散若しくは単位組合の合併の

議決をすることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の原因)

第六十六条 組合は、次の原因によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の破産

三 定款で定める存立時期の満了又は解散の原因の発生

四 第八十八條第一項の規定による解散の命令

2 単位組合は、前項に掲げる原因によるほか、単位組合の合併によつて解散する。

3 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 組合は、第一項第三号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(合併の手続)

第六十七条 単位組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十五條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十八条 合併によつて単位組合を設立するに

は、各単位組合の総会において組合員(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第四十三條第四項本文の規定は、前項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

3 第六十三條の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併の時期)

第六十九条 単位組合の合併は、合併後存続する単位組合又は合併によつて成立する単位組合

が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第七十条 合併後存続する単位組合又は合併によつて設立した単位組合は、合併によつて消滅した単位組合の権利義務(当該単位組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第七十一条 商法第四條から第六條まで及び第八條から第十一條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、単位組合の合併について準用する。

(清算人)

第七十二条 組合が解散したときは、破産及び単位組合の合併による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十三条 商法第六十六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百一十一條、第四百一十七條第二項、第四百一十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百五十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百五十六條、第三百五十七條、第三百五十八條及び第三百五十九條ノ三(法人の清算の監督)の規定は、組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十三條まで、第五十七條第二項及び第五十八條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十八條から第二百五十九條ノ三まで

が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第七十条 合併後存続する単位組合又は合併によつて設立した単位組合は、合併によつて消滅した単位組合の権利義務(当該単位組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第七十一条 商法第四條から第六條まで及び第八條から第十一條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、単位組合の合併について準用する。

(清算人)

第七十二条 組合が解散したときは、破産及び単位組合の合併による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十三条 商法第六十六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百一十一條、第四百一十七條第二項、第四百一十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百五十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百五十六條、第三百五十七條、第三百五十八條及び第三百五十九條ノ三(法人の清算の監督)の規定は、組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十三條まで、第五十七條第二項及び第五十八條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十八條から第二百五十九條ノ三まで

が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(欠員の場合の処置及び取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任解除)の規定は、組合の清算人について準用する。この場合において、同法第二百五十八條第二項(同法第二百六十一條第三項において準用する場合を含む。)中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十三條ニ於て準用スル同法第五十二條第二項」と、同法第四百一十七條第二項中「前項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十二條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 事業活動の規制に関する命令等

第七十四条 農林大臣は、調整規程を定めて安定事業を実施している単位組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のものの当該資格養殖業に係る事業活動が第十一條第一項第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその単位組合の組合員たる資格を有する者の当該資格養殖業に係る事業活動を自主的に調整することによつては同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適當でないことと認められる場合において、このような状態が継続することは、その単位組合の地区内の海面に敷設した養殖いかだを使用して当該資格養殖業を営む者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあることと認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、当該資格養殖業に係る同号に掲げる制限を定め、その

単位組合の組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

第七十五条 農林大臣は、連合会で、当該連合会に係る資格養殖業を営む者の三分の二以上がその会員たる単位組合（安定事業を実施しているものに限り。以下この条において同じ。）の組合員となつてゐるものが、総合調整規程を定めて第二十三条第一項第一号の事業を実施してゐる場合であつて、その会員たる単位組合の組合員たる資格を有する者で当該単位組合の組合員でないものの当該資格養殖業に係る事業活動が第十一條第一項第一号に掲げる事態の克服を阻害してあり、又はその会員たる単位組合の全部若しくは大部分が当該単位組合の組合員たる資格を有する者の当該資格養殖業に係る事業活動を自主的に調整することによつては同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によつてそれがその事態を克服するのに適当でないことを認められる場合において、このような状態が継続することは、当該資格養殖業を営む者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあることを認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、当該資格養殖業に係る同号に掲げる制限を定め、当該資格養殖業を営む者に対し、これに従ふべきことを命ずることができる。

（真珠養殖業等の免許についての配意事項）
第七十六条 都道府県知事は、農林大臣が第七十四条又は前条の規定による命令をした場合において、その命令の有効期間中に真珠養殖業又は真珠母貝養殖業（第七十四条の規定による命令の場合にあつては、その命令に係る単位組合の地区内の海面に敷設する養殖いかだを使用し、真珠又は真珠母貝を養殖する事業に限る。）を内容とする区画漁業の免許（その変更の免許を含む。）をしようとするときは、その命令をする要件となつた事態の改善に支障を及ぼすこととならないように配意しなければならない。

（養殖いかだの新規敷設の制限命令）
第七十七条 農林大臣は、第七十四条又は第七十五条の規定により真珠又は真珠母貝の養殖いかだの制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、海面（第七十四条の規定による命令の場合にあつては、その命令に係る単位組合の地区内の海面）における真珠又は真珠母貝の養殖いかだの新設の制限又は禁止を命ずることができる。

（命令の決定及び形式）
第七十八条 第七十四条の規定による命令は当該単位組合が、第七十五条の規定による命令は当該連合会が、總會の議決を経て、農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第七十四条又は第七十五条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第十六条第二項の規定は、第一項の議決について準用する。

4 第七十四条、第七十五条又は前条の規定による命令は、農林省令をもつてするものとする。

（聴聞）
第七十九条 農林大臣は、第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）
第八十条 農林大臣は、第七十四条若しくは第七十五条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に対し、期間を定めてその調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消し）
第八十一条 農林大臣は、第七十四条、第七十五

条又は第七十七条の規定による命令をした後に、これら規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（事務の処理）
第八十二条 農林大臣は、第七十四条又は第七十五条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る単位組合又は連合会若しくはその会員たる単位組合が処理すべき旨を定めることができる。

（手数料）
第八十三条 第七十四条又は第七十五条の規定による命令に基づく登録、割当て、検査その他の処分を受ける者は、農林省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において農林省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（秘密保持義務）
第八十四条 第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員でその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第八節 監督
（検査の請求）
第八十五条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令、定款、規約又は調整規程若しくは総合調整規程に違反する疑いがあることを理由として、農林大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（必要措置命令）
第八十六条 農林大臣は、組合の業務若しくは会

計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以上に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（役員等の解任命令）
第八十七条 農林大臣は、第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員でその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができ

（解散命令）
第八十八条 農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一 第五条又は第八条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二 第八十六条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）
第八十九条 組合は、毎事業年度、通常總會の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（規制に関する命令についての不服の申出）
第九十条 第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令に不服がある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に対して不服を申し出ることができる。

第八部 農林水産委員会会議録第一号 昭和四十四年十二月二日 【参議院】

（組合の行為についての審査請求）

第九十条 第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理として行爲不服に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第三章 養殖いかだの密殖改善に関する措置

(密殖改善計画)

第九十二条 農林大臣は、真珠又は真珠貝の主要な養殖漁場の海域で、これらの養殖に關する自然的社會的經濟的諸条件をおおむね等しくする政令で定めるものにおいて、養殖いかなの施設の密度が著しく適正を欠き、又は欠くおそれがあり、その結果真珠又は真珠貝の品質が著しく低下し、又は低下するおそれがある場合において、海外における困産真珠の声価を保持するため必要があるときは、当該海域における養殖いかなの敷設密度の適正化を図るための計画（以下「密殖改善計画」という。）を定めなければならぬ。

2 密殖改善計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 養殖いかだの敷設密度の適正化を図るべき海域(以下「密殖海域」という。)の範囲
- 二 密殖海域について目標とすべき養殖いかだの敷設数の適正な限度
- 三 前号の目標を達成するのに要する期間
- 四 その他農林省令で定める事項

(真珠養殖業等の免許についての配意事項)

第九十二条 都道府県知事は、漁場の区域の全部又は一部が密殖海域に含まれる真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を内容とする区画漁業の免許（その変更の免許を含む。）をするに当たつては、当該密殖海域につき定められた密殖改善計画に

配意しなければならない。

（共同行為の指示）

第九十四條 農林大臣は、第九十二條第一項の規定により密殖改善計画を定めた場合において、当該計画に定める同条第二項第二号の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、農林省令で定めるところにより、真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者が当該目標に係る密殖海域に敷設することができる養殖いかだの数の限度を定め、当該真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者に対しその限度をこえて養殖いかだを敷設しないことに關する共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の内容)

第九十五条 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 第九十二条第二項第二号の目標を達成するため必要な最小限度をこえないこと。
二 不当に差別的でないこと。
三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- (共同行為の指示の変更等)
- 第九十六条 農林大臣は、第九十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出)

第九十七條 第九十四條第一項の規定による指示（前條の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従ひ共同行為をしたときは、遅滞なく、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならぬ。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第四章 雜則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第九十八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十二条若しくは第二十四条の認可を受けた調整規程(若しくは總合調整規程又は第二十二條第一項(第二十五條において準用する場合を含む。))の認可を受けた組合協約及びこれらに基づいてする行為並びに第九十四條第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。
- 二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、農林大臣が第十四条(第二十二條第三項)第二十五條において準用する場合を含む。又は第二十五條において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)
- 2 次条第四項の規定による請求が調整規程若しくは総合調整規程又は組合協約の定めの一部に於いて行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程若しくは総合調整規程又は組合協約のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第九十九条 農林大臣は、第十一条第一項第一号に掲げる制限のうち組合員が生産する資格養殖業に係る真珠若しくは真珠貝の養殖いかだその他の養殖施設に関する制限、その真珠の生産のための真珠貝のそう核施術の数量、時期若しくは時間に関する制限又はその真珠若しくは真珠貝の販売価格に関する制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第十二条若しくは第二十

四條の認可をしよとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る組合協約について第二十二條第一項(第二十五條において準用する場合を含む)の認可をしよとるときは、公正取引委員會の同意を得なければならない。

2 農林大臣は、第十二条、第二十二條第一項

(第二十五条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の認可をしようとするとき(前項に規定する場合を除く。)、第七十四条、第七十五条若しくは第七十七条の規定による命令をしようとするとき、又は第九十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

農林大臣は、第十四条(第二十二條第三項)(第

二十五条において準用する場合を含む。）又は第二十五条において準用する場合を含む。）、第八十条若しくは第九十六條の規定による処分をしたとき、又は第九十七條の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

公正取引委員会は、組合が第十二条若しくは

第二十四条の認可を受けた調整規程若しくは総

合調整規程の内容が第十三条各号（第二十五条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十二條第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の認可を受けた組合協約の内容が第二十二條第二項各号（第二十五条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十四條（第二十二條第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）又は第二十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならぬ。

（眞珠養殖事業審議会への諮問）

第百條 農林大臣は、第七十四條、第七十五條若

しくは第七十七条の規定による命令をしようとするとき、又は第九十二条第一項の規定により密殖改善計画を定めようとするときは、真珠養殖事業審議会に諮問しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、真珠養殖事業審議会の意見をきくことができる。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第百一条 農林大臣は、第十二条若しくは第二十二条第一項の認可をしようとするとき、第七十七条の規定による命令若しくは当該命令に係る第七十七条の規定による命令をしようとするとき、第九十二条第一項の規定により密殖改善計画を定めようとするとき又は第九十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(報告の徴収)

第百二条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、単位組合の組合員たる資格を有する者、第二十條第一項第一号(第二十五條において準用する場合を含む。)に掲げる者であつて同項第二十五條において準用する場合を含む。)の規定による申出を受けたもの又は第七十七条の規定による命令に係る養殖いかだを敷設している者に対し、その業務又は会計の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百三条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、単位組合の組合員たる資格を有する者又は第七十七条の規定による命令に係る養殖いかだを敷設している者の漁場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は養殖いかだ、真珠若しくは真珠貝を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は会計の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第百四条 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第五章 罰則

(罰則)

第百五条 第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものが、その職務に関し、わいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相當の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第百六条 前条に規定する役員又は職員にならうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

2 前条に規定する役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相當の行為をしないことに關し、わいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百七条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百八条 第百五条又は第百六条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その

刑を減軽し、又は免除することができる。

第百九条 第八十四条の規定に違反して、その職務に關し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十條 第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十一條 第十二条又は第二十四条の認可を受けないうで調整規程又は綜合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百十二條 次の各号の一に該當する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反した者

二 第十五條(第二十二條第三項(第二十五條において準用する場合を含む。))又は第二十五條において準用する場合を含む。又は第九十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十五條第二項又は第百三條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第百二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十三條 第八十六條の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十四條 第八十條の規定により農林大臣が調整規程又は綜合調整規程を変更すべきことを命じた場合においてその変更のための手続をしなかつた組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第百十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百十條又は第百十二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第百十六條 次の各号の一に該當する場合には、その違反行為をした組合の發起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行つたとき

二 第二十條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき

三 第二十九條の規定に違反したとき

四 第三十二條第二項後段又は第五十四條第四項の規定に違反したとき

五 第三十四條第六項若しくは第六十四條において準用する商法第二百四十四條、第二百五條若しくは第七十三條において準用する商法第二百六十條ノ三又は第七十三條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき

六 第三十九條、第四十四條又は第六十六條第四項の規定に違反したとき

七 第四十三條第五項の規定に違反したとき

八 第四十八條(第七十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき

九 第五十一條又は第五十二條(これらの規定を第七十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えておかず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき

十 第五十三條(第七十三條において準用する場合を含む。))又は第五十五條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき

十一 第五十五條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第七十三條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき

十二 第五十六條の規定に違反したとき

十三 第七十三條において準用する商法第三百三

十一 一の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第七十三条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第七十三条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めるとき。

十六 第七十三条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十七 第八十九条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合又は真珠母貝養殖調整組合連合会という文字をその名称中に使用している者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業生産調整組合」の下に、「真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会」を加える。

4 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十三 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第 号)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中新技術開発事業団の項の次に次のように加える。

真珠母貝養殖調整組合	真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第 号)
真珠母貝養殖調整組合連合会	
真珠養殖調整組合	
真珠養殖調整組合連合会	

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加える。

真珠母貝養殖調整組合	真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第 号)
真珠母貝養殖調整組合連合会	
真珠養殖調整組合	
真珠養殖調整組合連合会	

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、開拓者資金に係る政府の貸付金債権につきその償還条件を緩和する措置及びその措置に係る貸付金債権の管理に関する業務を農林漁業金融公庫に移管する措置を定めること等により、開拓者の営農の振興を図るとともに、その貸付金債権の管理の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「開拓者資金」とは、開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一条の規定による政府の貸付金(開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法(昭和三十五年法律第二百二十五号。以下「条件緩和法」という。))第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受けた債務に対応する政府の貸付金債権に係る貸付金を含む。及び開拓者資金振興臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第五条の二第一項の規定による政府の貸付金をいう。

2 この法律において「未措置債権」とは、開拓者資金融通法第一条の規定により昭和三十五年三月三十一日までに締結された貸付契約に係る政府の貸付金債権(条件緩和法第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受けた債務に対応する政府の貸付金債権を含む。)のうち、昭和三十七年三月三十一日までに、条件緩和法第一条第一項、第二条(同法第五条において準用する場合を含む。)(又は第三条第一項の規定による変更契約を締結されたもの以外のものをいう。

(二) 一般開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和) 第三条 政府は、開拓者資金に係る貸付契約でその契約に係る貸付金の残高が存するもの(農林省令で定める貸付契約を除く。以下単に「貸付契約」という。)のうち、一般開拓者(次条第一項の特定開拓者以外の開拓者をいい、開拓者であつた者その他開拓者以外の者で開拓者資金に係る借入金債務を有する者を含む。以下同じ。)を相手方とするものに係る貸付金債権及び一般開

拓者が第五条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受ける債務(未納の利子及び延滞金に係るものを除く。)に対応する政府の貸付金債権(以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その一般開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次によう、償還に関する条件を変更する契約を締結することができ。この場合には、政府は、相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

一 緩和対象貸付金債権で、その契約を締結する日の属する年の一月一日の午前零時(その債権が未措置債権である場合には、その契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時。以下「起算時」という。)におけるその貸付金の償還期間(据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。)の残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。)を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法(据置期間に係る利子については、その各納付期限までの期間に係る利子につき当該各納付期限における支払の方法)により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる緩和対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、その納付期限が一月三十一日又は四月三十日(その債権が未措置債権である場合には、四月三十日又は七月三十一日)であるときは、その貸し付けたものとされた額を支払期間を起算時における当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同等として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦

金の額に、その額のうちの利子に相当する部分の十二分の一又は十二分の四に相当する額（以下「調整加算額」という。）をそれぞれ加算し、その納付期限が七月三十一日又は十月三十一日（その債権が未措置債権である場合には、十月三十一日又は一月三十一日）であるときは、その算出される年賦金の額からその額のうちの利子に相当する部分の十二分の五又は十二分の二に相当する額（以下「調整控除額」という。）をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ 償還期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限が各年の一月三十一日又は四月三十日（その債権が未措置債権である場合には、各年の四月三十日又は七月三十一日）である場合に於ては、起算時における当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に一箇月又は四箇月の期間（以下「調整加算期間」という。）をそれぞれ加算した期間とし、その納付期限が各年の七月三十一日又は十月三十一日（その債権が未措置債権である場合には、各年の十月三十一日又は一月三十一日）である場合に於ては、その残存期間に相当する期間から五箇月又は二箇月の期間（以下「調整控除期間」という。）をそれぞれ控除した期間とすること。

ロ 当該変更前の貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合に於ては、据置期間を、当該変更後の貸付金に係るイに掲げる年賦金の納付期限の区分（以下単に「貸付金に係る年賦金の納付期限の区分」という。）に於て、その残存期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又はその残存期間に相当する期間から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

ハ 利率を、当該変更前の貸付金の利率が年

四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ニ 据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること（当該変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間に相当する期間の満了する日又は当該変更後の据置期間の満了する日のいずれか早い日までについては、利子を徴しないこと。）。

ホ 年賦金及び据置期間に係る利子の納付期限を、次の表の上欄に掲げるその変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ同表

変更契約を締結する日	
七月三十一日以前の日	起算時の属する年以後の各年における七月三十一日、起算時の属する年以後の各年における十月三十一日、起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日
八月一日から十月三十一日までの日	起算時の属する年以後の各年における十月三十一日、起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日
十一月一日以後の日	起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日

の下欄に掲げるとおりとすること。この場合において、その債権が未措置債権である場合には、同表の下欄中「起算時の属する年」とあるのは「起算時の属する会計年度」と、「各年」とあるのは「各会計年度」と、「七月三十一日」とあるのは「十月三十一日」と、「十月三十一日」とあるのは「一月三十一日」と、「翌年」とあるのは「翌会計年度」と、「一月三十一日」とあるのは「四月三十日」と、「四月三十日」とあるのは「七月三十一日」とすること。

納	付	期	限
起算時の属する年以後の各年における七月三十一日、起算時の属する年以後の各年における十月三十一日、起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日			
起算時の属する年以後の各年における十月三十一日、起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日			
起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日			

に到来する納付期限に係るものにあつては、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その貸し付けたものとされた額を支払期間を二年とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整控除額をそれぞれ控除した額とし、その納付期限の次の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

ホ 年賦金の納付期限を、その変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ前号ホに掲げるとおりとすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

三 緩和対象貸付金債権で、起算時におけるその貸付金の償還期間の残存期間が一年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなった金額を除く。）を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による支払の方法により償還すること。

イ 償還期限を、次の表の上欄に掲げるその変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。この場合において、その債権が未措置債権である場合には、同表の下欄中「起算時の属する年」とあるのは「起算時の属する会計年度」と、「七月三十一日」とあるのは「十月三十一日」と、「当該年」とあるのは「当該会計年度」と、「十月三十一日」とあるのは「一月三十一日」と、「翌年」とあるのは「翌会計年度」と、「一月三十一日」とあるのは「四月三十日」と、「四月三十日」とあるのは「七月三十一日」とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

二 緩和対象貸付金債権で、起算時におけるその貸付金の償還期間の残存期間が二年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなった金額を除く。）を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による年賦支払の方法により償還

すること。

イ 償還期限を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、二年に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は二年から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とすること。

ロ 据置期間を置かないこと。

ハ 利率を、当該変更前の貸付金の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ニ 年賦金の額を、起算時の属する日後最初

は「七月三十一日」とすること。

変更契約を締結する日	償還期	限
七月三十一日以前の日	起算時の属する年の七月三十一日、当該年の翌年の十月三十一日又は当該年の翌年の四月三十日	
八月一日から十月三十一日まで	起算時の属する年の十月三十一日、当該年の翌年の一月三十一日又は当該年の翌年の四月三十日	
十一月一日以後の日	起算時の属する年の翌年の一月三十一日又は起算時の属する年の翌年の四月三十日	

ロ 利率を、当該変更前の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ハ 償還金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

2 一 一般開拓者に対する緩和対象貸付金債権について、未措置債権とその他の債権の区分ごとに、同一の貸付利率区分（貸付金に係る利率が年四分以上であるものと年四分未満であるものとの区分をいう。以下同じ。）に属するものが二以上あり、かつ、そのいずれかに係る貸付金の償還期間が起算時においてなお残存する場合において、その一般開拓者からの申出があつたときは、政府は、前項の規定にかかわらず、農林省令で定めるところにより、その者を相手方とする契約をもつて、起算時において、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を除く。）を合算し、その合算した額を政府からその一般開拓者に新たに貸し付けたものととし、かつ、当該各緩和対象貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての償還金を含む。）を消滅させる旨の定めをすることができ。ただし、次に掲げる条件のすべてがみたされる場合に限るものとする。

一 その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債務につき相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴すること。

二 その消滅させる各緩和対象貸付金債権について未納の利子及び延滞金（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）があるときは、その額に相当する額の未納の利子及び延滞金に係る債権が、その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債権につき、起算時において政府に発生したものとすることを当該契約において定めること。

三 その新たに貸し付けたものとされる金額の償還に関する条件については、その消滅させる各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が三年以上である場合に於ては前項第一号の例により、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が二年である場合に於ては同項第二号の例により、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が一年である場合に於ては同項第三号の例によるものとする。この場合において、同項第一号中「当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間」とあるのは「当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間」と、同号ロ中「当該変更前の貸付金」とあるのは「当該各緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金」と、「その残存期間」とあるのは「これらの当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間」とすること。

3 前項の平均残存償還期間とは、未措置債権とその他の債権の区分ごとに同一の貸付利率区分に属する二以上の緩和対象貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。以下この項において同じ。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているとき

は、その到来している部分の額を除く。以下この項において同じ。）にそれぞれに係る緩和対象貸付金債権に係る起算時における貸付金の償還期間の残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額をその緩和対象貸付金債権のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

4 第二項の平均残存償還期間とは、未措置債権とその他の債権の区分ごとに同一の貸付利率区分に属する二以上の緩和対象貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれに係る貸付金債権に係る起算時における貸付金の償還期間の残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額をその緩和対象貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。）の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（営農の基礎が不安定な開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和）
第四条 政府は、営農の基礎が不安定な開拓者で政令で定めるもの（以下「特定開拓者」という。）を相手方とする貸付契約に係る貸付金債権及び特定開拓者が次条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受ける債務（未納の利子及び延滞金に係るものを除く。）に対応する政府の貸付金債権（以下「特定緩和対象貸付金債権」と総称する。）につき、その特定開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結す

ることができ。この場合には、政府は、相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

一 当該特定緩和対象貸付金債権に係る起算時における貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府からその特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各納付期限までの期間に係る利子につき当該各納付期限における支払の方法）により償還すること。

イ 償還期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、二十年（特定開拓者のうち営農の基礎が著しく不安定な農林省令で定めるもの（以下「特別緩和対象開拓者」という。）に係る場合に於ては、二十五年）に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は二十年（特別緩和対象開拓者に係る場合に於ては、二十五年）から調整加算期間をそれぞれ控除した期間とすること。

ロ 当該変更前の貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、据置期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その残存期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又はその残存期間に相当する期間から調整加算期間をそれぞれ控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

ハ 利率を、当該変更前の貸付金の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。
ニ 据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること（当該変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間に相当する

期間の満了する日又は当該変更後の据置期間の満了する日のいずれか早い日までについては、利子を徴しないこと。

ホ 年賦金及び据置期間に係る利子の納付期限を、その変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ前条第一項第一号ホに掲げるとおりとすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

二 当該変更後に据置期間を置かないこととなる特定緩和対象貸付金債権についての年賦金の額の計算については、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その貸し付けたものとされた額を支払期間を二十年（特別緩和対象開拓者に係る場合には、二十五年）とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と利率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整控除額をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

2 一の特定開拓者に対する特定緩和対象貸付金債権について、未措置債権とその他の債権の区分ごとに、同一の貸付利率区分に属するものが二以上ある場合において、その特定開拓者からの申出があつたときは、政府は、前項の規定にかかわらず、農林省令で定めるところにより、その者を相手方とする契約をもつて、起算時において、当該各特定緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を除くを合算し、その合算した額を政府からその特定開拓者に新たに貸し付けたものとし、かつ、当該各特定緩和対象貸付金債権（これに係る未納の利子

及び延滞金についての債権を含む。）を消滅させる旨の定めをすることができ、ただし、次に掲げる条件のすべてがみたされる場合に限るものとする。

一 その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債務につき相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴すること。

二 その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権について未納の利子及び延滞金（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）があるときは、その額に相当する額の未納の利子及び延滞金に係る債権が、その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債権につき、起算時において政府に発生したものとすることを当該契約において定めること。

三 その新たに貸し付けたものとされる金額の償還に関する条件については、前項各号の例によるものとする。この場合において、その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、据置期間は、前項第一号ロの例によらず、当該契約において定める貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権に係る貸付金についての前条第四項の平均残存据置期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は当該平均残存据置期間から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とすること。

（転貸貸付金貸付金債権に係る債務についての転借人の引受けに関する措置）

第五条 政府は、開拓者の組織する法人（以下単に「法人」という。）を相手方とする貸付契約でその法人を組織する開拓者（以下「構成員」という。）が必要とする開拓者資金融通法第一条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項第一号の資金の貸付けに充てるために要する資金をそ

の法人に貸し付ける旨を定めるもの（以下「転貸資金貸付契約」という。）に係る貸付金債権で、当該貸付金に係る転借人（その法人が当該貸付金を財源の全部として当該転貸資金貸付契約に基づきその構成員に同条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項第一号の資金の貸付けをした場合における当該貸付けに係る構成員若しくは構成員であつた者又は当該貸付けに係る債務の承継人をいう。以下同じ。）が二人以上あるものにつき、その法人及びその転借人の全部又は一部の双方から、当該転借人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対してそれぞれ負担する借入金債務（これに係る未納の利子及び延滞金についての債務を含む。以下「転借金債務」という。）の全部又は一部の額を示し、これらの額に当該転貸資金貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）以下この項において同じ。）に対応する債務を引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及び転借人の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に当該転借人（その法人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対してそれぞれ負担する借入金債務（これに係る未納の利子及び延滞金についての債務を含む。以下「転借金債務」という。）の全部又は一部の額を示し、これらの額に当該転貸資金貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）以下この項において同じ。）に対応する債務を引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定め

る旨の定めをすることができ、この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

（共同利用施設貸付金貸付金債権に係る債務についての施設利用者の引受けに関する措置）

第六条 政府は、法人を相手方とする貸付契約で転貸資金貸付契約以外のものに係る貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。以下この条において同じ。）につき、その法人及びその法人が当該貸付金債権に係る借入金により取得し、又は設置した施設の利用者（以下「施設利用者」という。）の全部又は一部の双方から、当該貸付金債権に対応する債務の全部又は一部の額を当該施設利用者が引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定

務を消滅させる旨の定めをすることができ、ただし、当該三者間の契約において、次の事項を定める場合に限るものとする。

一 当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証すること。

二 当該債務の引受けを要する転借人が当該法人に対して負担していた当該転借金債務の全部又は一部を当該引受けに係る債務の額に応じ当該引受けの時に消滅させること。

2 政府は、転貸資金貸付契約に係る貸付金債権で、当該貸付金に係る転借人が一人であるものにつき、その法人及び転借人の双方から、当該転借人が当該貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。以下この項において同じ。）に対応する債務を引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及び転借人の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に当該転借人（その法人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対してそれぞれ負担する借入金債務（これに係る未納の利子及び延滞金についての債務を含む。以下「転借金債務」という。）の全部又は一部の額を示し、これらの額に当該転貸資金貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）以下この項において同じ。）に対応する債務を引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定め

る旨の定めをすることができ、この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

めるところにより、政府とその法人及びその申出に係る施設利用者の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この条において同じ。）に対応する債務（その債務の全部を引き受ける旨の申出以外の申出の場合にあつては、当該貸付金債権をその申出に係る債務の額をその額とする債権とその他の額をその額とする債権とに分割し、その分割された債権のうちその申出に係る債務の額をその額とする債権に）をその申出に係る施設利用者（その申出に係る債務をその額とする債権に）に引き受けさせ、かつ、その法人につき当該引受けに係る債務を消滅させる旨の定めをすることができ、ただし、当該三者間の契約において、次の事項を定める場合に限るものとする。

一 当該引受けに係る債務（未納の利子及び延滞金に係るものを除く。以下この号において同じ。）の償還に関する条件については、起算時において、その債務の額に相当する額を政府から当該施設利用者（その申出に係る債務をその額とする債権に）に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による年賦支払の方法により償還すること。

イ 償還期間を、当該引受け後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、起算時における当該引受け前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に五年を加算した期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又はその五年を加算した期間から調整加算期間をそれぞれ控除した期間とする。

ロ 利率を、当該引受け前の貸付金の利率が年五分である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とする。

のとされた額を支払期間を起算時における当該引受け前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に五年を加算した期間とし、利率を当該引受け後の貸付金の利率と同事として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整加算額をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

二 年賦金の納付期限を、その契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ第三条第一項第一号ホに掲げるところにより、延滞金を政府に納付すること。

二 当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証すること。

（法人に対する貸付金の償還条件の緩和）
第七条 第三条の規定は、法人を相手方とする貸付契約に係る貸付金債権で、第五条又は前条の三者間の契約を締結することが著しく困難と認められるもの及びその契約により分割された貸付金債権のうち転借人又は施設利用者が当該契約に基づき引き受けた債務に対応するもの以外のものについて準用する。

府県知事又は都道府県の吏員を含む。）は、農林省令で定めるところにより、その保全及び取立てに関する事務をすることを要しないものとして整理することができる。

一 その債務者（当該貸付金債権に係る保証人たる債務者を除く。以下第三号までにおいて同じ。）が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる生活水準にある農林省令で定める者であるもの

二 その債務者が一年以上継続してその所在が不明である者又はこれに準ずる農林省令で定める事由のある者であるもの

三 その債務者である法人が、一年以上継続して事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くない者又はこれに準ずる農林省令で定める事由のある者であるもの（その差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるものに限る。）

四 転貸資金貸付契約に係る貸付金債権で当該貸付金債権に係る転借人が一人であるもの及び次項の契約により分割された貸付金債権であつて、第一号又は第二号に規定する事由のある転借人の転借金債務に対応する額をその額とするもの

二 政府は、転貸資金貸付契約に係る貸付金債権（前条において準用する第三条第一項の規定による契約に基づく変更後の貸付契約に係るものを除く。）で、当該貸付金債権に係る転借人が二人以上あり、かつ、その転借人のうちに、前項第一号又は第二号に規定する事由のある者があつたとき、当該貸付金債権に付する債務を負担する法人からの申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、その法人を相手方として、起算時において、当該貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）を、その転借人のすべてが当該事由のある者である場合には、その転借人ごとの転借金債務の額に応じ、それぞれその転借金債務の額に付する額をその額とする債権に分割する旨の契約を締結することができる。

（未納の利子又は延滞金に関する措置）
第九条 第三条第一項（第七条において準用する場合を含む。）第四第一項又は第六条の規定により契約を締結する場合において、その契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子又は延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額をその契約による変更又は引受け後の貸付金の償還期間（その貸付金につき当該変更後の貸付金の償還期間から当該償還期間を控除した期間とし、その他の場合には、当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間を定める際に加算された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間から控除し、又はその定める際に加算された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間に加算した期間とする。）の年数をこえない範囲内において農林省令で定める年数で除して得た額を、当該変更又は引受け後の貸付金に係る年賦金を納付すべき各年（その貸付金につき当該変更後に据置期間が置かれる場合には、起算時から起算して、当該農林省令で定める年数に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は当該農林省令で定める年数から調整加算期間をそれぞれ控除した期間を経過するまでの各年に限る。）に納付することができるものとし、その各年に納付すべき金額の納付期限は、当該年賦金を納付する

務の額に対応する額をその額とする債権に分割し、その他の場合には、その転借人のうち当該事由のあるものごとの転借金債務の額及びその他の者の転借金債務の額の合計額に応じ、それぞれその転借金債務の額及びその合計額をその額とする債権に分割する旨の契約を締結することができる。

期限と同一とする。

2 前項の規定は、第三条第二項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第二項の規定による契約に基づき、当該契約により新たに貸し付けたものとされる金額に係る債権につき起算時において政府に未納の利子及び延滞金に係る債権が発生したものとされた場合における当該未納の利子及び延滞金の納付について準用する。

（変更契約等に係る最初の年賦金等の納付の特例）

第十条 第三条（第七条において準用する場合を含む。）第四項から第六項まで又は第八条第二項の規定により契約を締結する場合において、その契約を締結する日から起算して起算時の属する日後最初に到来する納付期限までの日数が二十日に満たないときは、当該納付期限に納付すべき年賦金又は据置期間に係る利子（前条の規定により当該納付期限に納付すべき未納の利子又は延滞金を含む。）は、当該契約を締結する日から起算して二十日を経過する日までに納付すれば足りるものとする。

（変更契約等を締結する年に係る延滞金の免除）

第十一条 政府は、第三条第一項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第一項の規定により契約を締結した場合には、これらの契約に係る貸付金債権について、起算時から当該契約を締結する時までの延滞金を徴収しないものとする。

（変更契約の締結等を行うことができる期間）

第十二条 次に掲げる措置は、昭和四十七年一月三十一日まででなければ、することができない。

各号の措置の実施に關し必要な事項は、農林省令で定める。

（開拓者資金に係る貸付金債権の承継等）

第十四条 次に掲げる政府の貸付金債権で農林大臣が指定するものは、その指定につき農林大臣が第三項の規定による通知を農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）に発した日後最初に到来する承継基準日において公庫が承継するものとする。

一 第三条第一項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第一項の規定による契約に基づく変更後の貸付契約に係る貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）

二 第三条第二項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第二項の規定による契約により新たに貸し付けたものとされる金額に係る貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権並びに当該契約に基づき起算時において政府に発生したものとされた未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）

三 第五条又は第六条の規定による契約に基づき転借人又は施設利用者が引き受けた債務（未納の利子及び延滞金に係るものを除く。）に對應する額をその額とする貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）

2 前項の承継基準日は、昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで、同年四月一日から同年九月三十日まで及び同年十月一日から昭和四十七年三月三十一日までのそれぞれ期間内における政令で定める日とする。

3 農林大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、すみやかに、公庫及び当該貸付金債権に係る貸付契約の相手方に対し、これを通知しなければならない。

4 第一項の規定により公庫が同項に規定する貸付金債権を承継するときは、開拓者資金融通特

別会計（以下「特別会計」という。）の資金運用部又は産業投資特別会計からの借入金に係る債務のうち、農林大臣が大蔵大臣と協議して指定するものも、その時において公庫が承継するものとする。

5 農林大臣が前項の規定による承継に係る借入金債務を指定するに際しては、その承継する借入金債務に係る借入金の残高の合計額が第一項の規定による承継に係る貸付金債権についての貸付金の残高の合計額に相当する額をこえないようにしなければならない。

6 農林大臣は、第四項の規定による指定をしたときは、すみやかに、公庫に対し、これを通知しなければならない。

7 農林大臣は、前項の規定による通知を第三項の規定による通知にあわせて行なうようにしなければならない。

8 第一項及び第四項の規定により、公庫がこれらの各項に規定する債権及び債務を承継した場合において、その承継に係る債権についての貸付金の残高の合計額がその承継に係る債務についての借入金の残高の合計額をこえるときは、その承継の時において、特別会計における一般会計からの繰入金（特別会計の貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れられた繰入金をいう。）の総額につきそのこえる部分の額に相当する額が減額されたものとし、かつ、そのこえる部分の額に相当する額が、政府から公庫に出資されたものとする。

（特別会計に属する権利義務の承継等）

第十五条 昭和四十七年四月一日午前零時において現に特別会計に属する権利及び義務特別会計が公債の発行により国債整理基金特別会計に對して負担する債務を除く。）は、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により、公庫が特別会計に属する権利及び義務を承継した場合において、その承継に係る債権についての貸付金の残高の合計額がその承継に係る債務についての借入金の残高（次条第二項に規定する公庫が政府に対して負

う債務の額を含む。）の合計額をこえるときは、その承継の時において、そのこえる部分の額に相当する額が政府から公庫に出資されたものとする。

（特別会計の負担する公債の処理）

第十六条 昭和四十七年四月一日午前零時において現に特別会計が負担する公債は、その時において、一般会計に帰属する。

2 公庫は、昭和四十七年四月一日午前零時において、前項に規定する公債の金額に相当する額の債務を政府に對し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、公庫は、政府に對しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項に規定する債務の償還期限、利率及び利子支払期日は、政府が定める。

（区分経理）

第十七条 公庫は、第十四条第一項及び第四項並びに第十五条第一項の規定により特別会計から承継した権利義務（前条第二項の規定により政府に對して負う債務を含む。）の処理に關する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けてこれを整理しなければならない。

（承継債権を消却する場合における出資金の減少）

第十八条 公庫は、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定により承継した貸付金債権について消却をする場合には、その消却をする時において、第十四条第八項及び第十五条第二項の規定により出資があつたものとされる金額を当該消却に必要な金額の範囲内において減少することができ。

（自作農維持資金の貸付条件に關する特例）

第十九条 開拓者資金及び公庫の貸付金に係る借入金債務以外の債務の償還につき延滞額が多額に上る開拓者で農林省令で定めるものに對し、昭和四十七年三月三十一日まで、公庫が、自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第六十

五号)第二條第一項の規定により、同項の資金を貸し付ける場合における当該資金の貸付条件(利率を除く)は、同法第三條の規定にかかわらず、次に掲げるところによるものとする。

一 償還期間 二十五年以内

二 据置期間 五年以内

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二項から第六項まで及び第八項の規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(開拓者資金融通法等の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 開拓者資金融通法

二 開拓者資金融通特別会計法(昭和二十二年法律第七号)

三 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第三十三号)(昭和二十五年法律第二十号)(昭和二十六年法律第二十九号)(昭和二十七年法律第十号)(昭和二十八年法律第三十号)(昭和二十九年法律第五号)

四 条件緩和法

(開拓者資金融通法の廃止に伴う経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に法令の規定により都道府県開拓審議会の権限に属させている事項については、開拓者資金融通法第七條の規定は、前項の規定にかかわらず、当分の間、なおその効力を有する。

(開拓者資金融通特別会計法の廃止に伴う経過措置)

4 特別会計の昭和四十六年度以前の各会計年度の決算の処理に関しては、なお従前の例による。

5 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律

第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「又ハ日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八條第二項」を「日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八條第二項又ハ開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第 号)第十六條第二項に、「又ハ日本電信電話公社」を「日本電信電話公社又ハ農林漁業金融公庫」に改める。

第十五条中「及日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及農林漁業金融公庫」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十一号を次のように改める。

第三十一 削除

第十條第一項第七号を次のように改める。

七 削除

第十條第一項第八号中「開拓者資金融通特別会計」を削る。

第三十六條第十二号中「開拓者資金の融通」を削る。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

7 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額」との下に「開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第 号)第十八條第五項において「開拓者資金特別措置法」といふ。第十四條第八項及び第十五條第二項の規定により出資があつたものとされた金額(同法第十八條の規定により当該金額を減少したときは、その減少後の金額)と」を加える。

第十八條第五項中「業務の外」を「業務のほか」に、「並びに第三十三條の規定により譲り受け

た債権」を「第三十三條の規定により譲り受けた債権並びに開拓者資金特別措置法第十四條第一項及び第四項並びに第十五條第一項の規定により承継した権利義務(同法第十六條第二項の規定により政府に対して負う債務を含む)に、「行」を「行なう」に改める。

(開拓者資金融通臨時措置法の一部改正)

8 開拓者資金融通臨時措置法の一部を次のように改正する。

第五條の二を削る。

第六條中「並びに前條の規定による資金の融通措置」を削る。

た債権」を「第三十三條の規定により譲り受けた債権並びに開拓者資金特別措置法第十四條第一項及び第四項並びに第十五條第一項の規定により承継した権利義務(同法第十六條第二項の規定により政府に対して負う債務を含む)に、「行」を「行なう」に改める。

(開拓者資金融通臨時措置法の一部改正)

8 開拓者資金融通臨時措置法の一部を次のように改正する。

第五條の二を削る。

第六條中「並びに前條の規定による資金の融通措置」を削る。